

第六十一回国会 農林水産委員会 議 録 第二十五号

(三八五)

昭和四十四年四月二十四日(木曜日)

午前十時五十二分開議

出席委員

委員長 丹羽 兵助君

理事 安倍晋太郎君

理事 藤本 孝雄君

理事 渡 徹郎君

理事 森 義視君

大石 武一君

金子 岩三君

佐々木秀世君

瀬戸山三男君

中尾 榮一君

野原 正勝君

福永 一臣君

伊賀 定盛君

工藤 良平君

柴田 健治君

米内山義一郎君

樋上 新一君

出席政府委員

農林 大臣 長谷川四郎君

農林政務次官 小沢 辰男君

農林省農林經濟局長 龜長 友義君

農林省畜産局長 太田 康二君

農林省蚕糸園芸局長 小暮 光美君

食糧庁長官 増垣徳太郎君

水産庁長官 森本 修君

海上保安庁次長 林 陽一君

委員外の出席者

經濟企画庁総合開発局参事官 島村 忠男君

農林水産委員会 議 録 第二十五号

昭和四十四年四月二十四日

第一類第八号

農林水産委員会 議 録 第二十五号

昭和四十四年四月二十四日

第一類第八号

農林水産委員会 議 録 第二十五号

昭和四十四年四月二十四日

第一類第八号

厚生省環境衛生局長 野津 聖君

厚生省環境衛生局長 小高 愛親君

局食品化学課長 鈴木 久君

通商産業省通商局農水産課長 鈴木 久君

日本専売公社副社長 佐々木庸一君

日本専売公社副社長 佐々木庸一君

総裁 佐々木庸一君

専 門 員 松任谷徳太郎君

黒田 実君

四月二十三日

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(石野久男君紹介)(第五〇四六号)

同(帆足計君紹介)(第五〇四六号)

同(帆足計君紹介)(第五〇四六号)

同(帆足計君紹介)(第五〇四六号)

同(帆足計君紹介)(第五〇四六号)

同(帆足計君紹介)(第五〇四六号)

同(帆足計君紹介)(第五〇四六号)

同(帆足計君紹介)(第五〇四六号)

同(帆足計君紹介)(第五〇四六号)

同(帆足計君紹介)(第五〇四六号)

同(帆足計君紹介)(第五〇四六号)

同(帆足計君紹介)(第五〇四六号)

同(帆足計君紹介)(第五〇四六号)

同(帆足計君紹介)(第五〇四六号)

同(帆足計君紹介)(第五〇四六号)

同(帆足計君紹介)(第五〇四六号)

同(帆足計君紹介)(第五〇四六号)

同(帆足計君紹介)(第五〇四六号)

同(帆足計君紹介)(第五〇四六号)

同(帆足計君紹介)(第五〇四六号)

同(帆足計君紹介)(第五〇四六号)

同(帆足計君紹介)(第五〇四六号)

同(帆足計君紹介)(第五〇四六号)

同(帆足計君紹介)(第五〇四六号)

同(帆足計君紹介)(第五〇四六号)

同(帆足計君紹介)(第五〇四六号)

同(帆足計君紹介)(第五〇四六号)

同(帆足計君紹介)(第五〇四六号)

同(帆足計君紹介)(第五〇四六号)

同(帆足計君紹介)(第五〇四六号)

同(大野市郎君紹介)(第五〇五七号)

同(大野市郎君紹介)(第五〇五七号)

同(大野市郎君紹介)(第五〇五七号)

同(大野市郎君紹介)(第五〇五七号)

同(大野市郎君紹介)(第五〇五七号)

同(大野市郎君紹介)(第五〇五七号)

同(大野市郎君紹介)(第五〇五七号)

同(大野市郎君紹介)(第五〇五七号)

同(大野市郎君紹介)(第五〇五七号)

同(大野市郎君紹介)(第五〇五七号)

同(大野市郎君紹介)(第五〇五七号)

同(大野市郎君紹介)(第五〇五七号)

同(大野市郎君紹介)(第五〇五七号)

同(大野市郎君紹介)(第五〇五七号)

同(大野市郎君紹介)(第五〇五七号)

同(大野市郎君紹介)(第五〇五七号)

同(大野市郎君紹介)(第五〇五七号)

同(大野市郎君紹介)(第五〇五七号)

同(大野市郎君紹介)(第五〇五七号)

同(大野市郎君紹介)(第五〇五七号)

同(大野市郎君紹介)(第五〇五七号)

同(大野市郎君紹介)(第五〇五七号)

同(大野市郎君紹介)(第五〇五七号)

同(大野市郎君紹介)(第五〇五七号)

同(大野市郎君紹介)(第五〇五七号)

同(大野市郎君紹介)(第五〇五七号)

同(大野市郎君紹介)(第五〇五七号)

同(大野市郎君紹介)(第五〇五七号)

同(大野市郎君紹介)(第五〇五七号)

同(大野市郎君紹介)(第五〇五七号)

同(大野市郎君紹介)(第五〇五七号)

同(大野市郎君紹介)(第五〇五七号)

同(大野市郎君紹介)(第五〇五七号)

同(大野市郎君紹介)(第五〇五七号)

同(大野市郎君紹介)(第五〇五七号)

同(大野市郎君紹介)(第五〇五七号)

同(大野市郎君紹介)(第五〇五七号)

同(大野市郎君紹介)(第五〇五七号)

同(大野市郎君紹介)(第五〇五七号)

同(大野市郎君紹介)(第五〇五七号)

同(田畑金光君紹介)(第五二四二号)

同(田畑金光君紹介)(第五二四二号)

同(田畑金光君紹介)(第五二四二号)

同(田畑金光君紹介)(第五二四二号)

同(田畑金光君紹介)(第五二四二号)

同(田畑金光君紹介)(第五二四二号)

同(田畑金光君紹介)(第五二四二号)

同(田畑金光君紹介)(第五二四二号)

同(田畑金光君紹介)(第五二四二号)

同(田畑金光君紹介)(第五二四二号)

同(田畑金光君紹介)(第五二四二号)

同(田畑金光君紹介)(第五二四二号)

同(田畑金光君紹介)(第五二四二号)

同(田畑金光君紹介)(第五二四二号)

同(田畑金光君紹介)(第五二四二号)

同(田畑金光君紹介)(第五二四二号)

同(田畑金光君紹介)(第五二四二号)

同(田畑金光君紹介)(第五二四二号)

同(田畑金光君紹介)(第五二四二号)

同(田畑金光君紹介)(第五二四二号)

同(田畑金光君紹介)(第五二四二号)

同(田畑金光君紹介)(第五二四二号)

同(田畑金光君紹介)(第五二四二号)

同(田畑金光君紹介)(第五二四二号)

同(田畑金光君紹介)(第五二四二号)

同(田畑金光君紹介)(第五二四二号)

同(田畑金光君紹介)(第五二四二号)

同(田畑金光君紹介)(第五二四二号)

同(田畑金光君紹介)(第五二四二号)

同(田畑金光君紹介)(第五二四二号)

同(田畑金光君紹介)(第五二四二号)

同(田畑金光君紹介)(第五二四二号)

同(田畑金光君紹介)(第五二四二号)

同(田畑金光君紹介)(第五二四二号)

同(田畑金光君紹介)(第五二四二号)

同(田畑金光君紹介)(第五二四二号)

同(田畑金光君紹介)(第五二四二号)

同(田畑金光君紹介)(第五二四二号)

同(田畑金光君紹介)(第五二四二号)

同(田畑金光君紹介)(第五二四二号)

漁業近代化資金助成法案（内閣提出第四三三号）
農林水産省の振興に関する件

○丹羽委員長 これより会議を開きます。

漁業近代化資金助成法案を議題といたします。
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。柴田健治君。

○柴田委員 漁業近代化資金助成法案について、同僚議員から融資対象なり金利の問題なり、また、その他関連していろいろ御質問があったわけでありまして、私は角度を変えて、これに関連してお尋ねを申し上げたいと思うのであります。

まず、こうした制度をつくるという構想が出る前に、もっと日本の漁業の実態、そして日本の漁業をどういう方向で発展させていくのかというビジョンというものが、私たちがそう理解するわけでありまして、そういう立場から考えてまいりますと、こういう融資制度をつくったから直ちに日本の漁業がよくなる、水産庁のほうもまさかお考えではないと思うのであります。これも一つの手法としては、必要な制度であるとわれわれは認めております。けれども、先般の漁港の整備五カ年計画の国会承認、あの案件のときにも申し上げたのですが、漁業振興についてのビジョン、要するに振興計画というものが必要であると、私はその点を強くお願い申し上げたところでありました。

そのときの御答弁は、早急に漁業振興計画を立ててお示しいたします、こういうお答えをいただいたのですが、その後のこの振興計画に対する取り組みの機構なり、またスケジュール、いつごろこれができるのか、そういう構想をひとつ明らかにしておいていただきたい、こう思うのです。

○森本政府委員 この前の漁港整備計画の御審議の際にもお答えを申し上げたのでありますが、漁業に限らず、一般的に施策を進めてまいりますには、長期的な観点に立って一定の見通しを持ちながら、施策を総合的に進めてまいるといふことの

必要性は、私ども決して否定しておりません。ただ、若干事務的なことになって恐縮でございますが、そういう将来の展望を策定いたしますには、かなりいろいろな事務的な手続といえますが、そういったことが必要になってまいります。特に漁業の関係におきましては、御案内のように漁場なり、あるいは資源なり、いまだ十分明確になつていないといったようなこともありますし、それから、最近特に重要になってまいりました栽培漁業といったようなことについても、技術的な一つの段階としては、まだ非常に流動的であるといふようなこともございます。非常に未確定な要素が多いものでありますから、政府として正式にそういうものを確定してまいりますには、かなり不確定要素、あるいは今後調査、検討しなければならぬファクターが存在するわけであります。

そういう問題点を克服しながら、私どもの意欲としては、先ほど申し上げましたような形の長期的な展望を持ちたいということには、変わりはありません。そういうものを完成してまいりますには、相当の準備が要するというのが、現在の率直な心境であります。

先般もお話ございましたが、私ども庁内におきましてそういうものをやっていく際の方法論、どういう形でやっていくかということについて、もちろん検討はいたしました。そういうような検討を通じて、今後先生のおっしゃるような長期的なビジョンなりあるいは政策の方向なりというものを、打ち立てるよう努力してまいりたいというふうに思っております。

○柴田委員 昨日大臣からお答えになっておったのですが、海の土地改良をやりたい、基盤整備をしたい、こういう考え方を明らかにせられたのですが、そういう海の土地改良というか、基盤整備をやるという構想は、大臣が言われる限りにおいては、やはりそういうものを織り込んだ漁業振興計画というものを早くつくらなければ、大臣がどんなにそういう表現を使って意思表示をせられても、これは実現をしないのではないかと、いう不安が出てくる。

それから、一方では経済企画庁が新国土総合開発計画を立てて、第四次、第五次、こういうきめこまかい討議を深めて、もはや具体的にその構想が出ようとしておる。漁業としても、日本の産業の一部分であり、また長い歴史を持っており、そして日本人の食生活の改善の中で、そういうたん白資源の供給をどういう形で役割りを果たさせていくかに、日本の全漁民に対して希望と夢を乗える一つのビジョンというものが、早急に必要だということはお万人が認めておる。今日までそういうものを放任したことは、水産庁ひいては農林省全体の責任だと私は思う。私たちが申し上げることは必要に感じておられますが、取り組み方としてはまだまだという感じを受けざるを得ないのであります。

たとえば、今年中にこういう計画を立てて、明年度予算の措置については具体的に国会に示していく、こういう姿勢があつてほしいと私は思うのです。やはり計画に伴う予算措置というものが必要なんです。そういうスケジュールという考え方、半ば具体的に意思表示をお願いしたいと思うのですが、長官どうですか。

○森本政府委員 私どもの気持ちは、先ほど申し上げたとおりであります。たとえば、生産なりあるいは需要の問題にいたしますれば、現在までやつてまいりました段階は、水産物の需要については、長期的な見通しが作業としてはほぼできておる。それに対して生産がどうかということになりますと、従来の生産の推移を単純見通しといいますが、そういう形でやつてまいりますと、そういう需要に対しては十分マッチしないといったような形になります。したがって、今後相当の意欲を出して、どこまで生産を拡大できるかというところを、目下内部で検討をいたしておるというところであります。

それからまた、先ほど漁場の土地改良というお話がございましたが、すでに二、三年來の予算で、そういう漁場について土地改良的な操作を

すればどういうふうなことになるかということ、予算を組みまして試験的にやっております。そういうことを経ますれば、実行としてどの程度可能になってくるかということがわかると思えます。例示をいたしましたようなことで、それぞれの分野につきまして、必要な準備作業を進めておるといふのが現在の段階であります。

めどはどうかというお尋ねでございますが、私どもの感じとしては、少なくとも本年は沿岸漁業の問題についてできるだけ具体的な詰めを行ないまして、やや長期にわたる今後の沿岸漁業の振興のあり方といったようなことについて作業を詰めていきたいというふうなことで、いま急がしておるところでございます。

○柴田委員 せめて沿岸漁業だけでも、具体的にお答えを願ったのですが、大きな期待を持っておりまして、ひとつ早急にやっていたいただきたいと思ひます。

次に、日本の水産物生産目標というものが、ほんとうの目標がない。とれたらとれただけでいいんだという、半ば自由放任の形です。どんな統計数字を見ても、一つの生産目標というものがいないために、その年度、年次における諸条件によって増減はありますけれども、どうも日本の水産物の漁獲高が伸びていない。

〔委員長退席、三ッ林委員長代理着席〕

そのために輸入をしておる。この輸入をする考え方というものが、私たちはどうも理解できない。海国日本、周囲は全部海で、そして漁獲の技術なり漁獲高は世界的に相当有名な日本が、輸入水産物ということで、水産物は輸入に依存するといふ度合いが順次ふえてきておる。この数字を見て私たちは一つの奇異を感じるわけです。長い歴史を持つてきた日本の漁業は、今日のこの数字を見ましても、四十二年度は一億九千五百七十七万三千ドルの輸入総額、四十三年度では二億ドルをこしている。こういう数字を見ますときに、この中には魚粉であるとか、ノリであるとか、エビであるとか、ささやかな数字のものもあります。けれど

も、順次こういうものの輸入量がふえてくるところに、日本の漁業の振興計画もないし、生産目標もなし。そういう漁業振興ということばでは使われず、具体的なものがないからこういう矛盾が出てくるのではないか、こういう気がするのです。この輸入水産物がふえる原因、また、しなければならぬ理由、これは品目ごとにいえば時間も相当かかりますから、お答えもできにくいかなと思いますけれども、なぜ毎年毎年ふやしているかなければならぬのか、こういう気がするわけですが、たとえば、奇異に感ずることは真珠なんです、真珠は四十二年度二百二十万ドルの輸入が四十三年度には四百二十万一千ドル、倍近くにふえておる。この国会で真珠の臨時措置法案を出そうとしておるが、輸入真珠は、日本人の加工業者が外地に行つて、いろいろ技術的操作、加工操作というところで、中間段階においていろいろありましようけれども、こういう数字が出ると一般の国民は、真珠が余つて売れないという段階に、四百万ドルも輸入しなければならぬのはふしぎに思う。それはエビにおいてもそうです。エビは年々ふえておる。エビの養殖をもつとやうにとやうにしたらどうなんだ。八千万ドルもエビを輸入しなければならぬという。

これは通産省にお尋ねしたいのですが、通産省の農水産課長が見えておると思うのですが、通産省がかってにこういうことをやるのか、農林省が計画的に通産省と打ち合わせをしてこういう輸入計画を立てるのか、どちらなんですか。——通産省が見えていないようですから、あとからでもお答えを願いたいのですが、農林省は知らぬのに、通産省が特定の業者をやっているのか、農林省が主体性を持ってこの輸入をやっているのか、こういう点を明らかにしてもらいたいと思う。

○森本政府委員 輸入についての数点のお尋ねがございましたが、全般的に御指摘がございましたように、最近、水産物の輸入がふえておるわけでありま。この要因といえますか、ふえてまいりました品物を大別いたしますと、一つとしては、

いわゆる高級魚介類というものに属するエビ、マダロその他、それからもう一つは魚粉等の飼料用の水産物、そういうことになるかと思ひます。いずれも国内では非常に需要が増大をきておるものでございまして、それに対して生産が必ずしも十分に対応できないところから輸入がふえてきておる、一口にいえばそういうことであらうと思ひます。

真珠のお話もございました。真珠のほうはちよつと事情が違ひまして、現在真珠でもって海外に投資をし、あるいは技術協力をする、合併でやるというふうなものについては、全部一たん日本に持ち帰つて日本から輸出をするんだ、そういう形ではないと、海外に対する協力投資の許可はいたしておりません。そういうことでありますから、海外でとれたものは、全部日本に輸入されるという結果になっております。ただ、国産のものとは海外でできるものは、品物なり品質が非常に違ひますので、必ずしも国産のものとは外国のものと、そう競合するというような形にはならないかと思ひます。

それからエビにつきましては、確かに輸入の大宗はエビでございまして、また、今後国内における増養殖の可能性の強いものも、エビがその筆頭に数えられるような状況でございまして、御案内のように、瀬戸内海の栽培センターにおいても、最近エビの放流をかなり急速に始めておる。また養殖関係においても、エビがかなり興りつつあるような状況で、私どもとしても、エビの国内生産については相当力を入れておるつもりであります。ただ、輸入ものと国産ものとが完全に品質が同じであるかどうか、そこには多少問題があるかと思ひます。すけれども、大勢としては、御指摘のように、ただ国内の増養殖に力を入れて、むだな輸入——むだなというとおかしいのですが、輸入について、はできるだけ節約してまいりたいという形で、施策をやつていくべきものであるかと思ひます。

それから、手続のことについて御質問がございました、それが計画するのか。たとえばエビに

ついては、これは自由化品目になっておりますので、別段計画を立て、外貨を計画的に割り当てるということではございませんので、先ほども申しました需要と生産のギャップがある程度自動的に輸入に反映をする、こういう形になるかと思ひます。

○柴田委員 その点、通産省が来てからまたあらためてお尋ねします。次に、こういう融資制度で漁船の更新をはかるために、個人もしくは組合、そういうことで融資をする。今日、われわれが日常の新聞報道、そういうマスコミの報道を通じて、お互い一番頭の痛いことは遭難事故であります。漁船の遭難事故を聞くたびに、これは何とか予防措置を講ずべきではないかと思ふ。それは天災地変で不可抗力の面もございまいしょうが、この漁船の遭難事故に対して、事故が起つてからの措置ではなしに、事故が起きない前の予防措置というものを、具体的に考えたかどうか、こういう気がいたすわけでありま。

たとえば、気象条件の即時通報、即時連絡ができるような無線機の増設、その辺までも融資の対象にして考えるべきではないか。ただ船だけの融資でなしに、そういう備品に至るまで完全に全部融資の対象になるのか、こういうこともあわせてお尋ねしたいのですが、とにかく三十九年、四十年、四十一年、四十二年、四十三年の事故件数を見ますと、自分で気をつけたら防げるという面のほうが多いような気がするわけですね。気象条件の急変のため不意打ちに事故にあり、予測しない事故発生の中にもあるようでありま。この事故の防止について、予防措置を具体的にどうするか、これは将来大きな問題としてわれわれは取り上げなければならぬ点だと思ひます。四十三年度でも、一千二百二十一件の中で個人所有の漁船が幾らか、組合所有の船が幾らか、民間法人、株式会社人の所有の船がどのくらいか、具体的にお聞きしたい。そして、いまこれに対する海難救助基金制度もございまいけれども、この制度だけでは万全とは

いえない。今後融資のワケを拡大して、毎年年度を追うごとに船の更新をはかり、また漁業近代化のために、いろいろそういう施設の災害の問題を含めて、もっと災害の予防措置というものを具体的に構想を練る必要があるかと思ふのですが、そういう考え方をひとつ明らかにしてもらいたい。

○森本政府委員 海難事故が年々相当な件数にのぼつておりますことは、私どもも非常に残念に思つております。従来からもそういった観点から、海難事故防止のために、たとえば積み過ぎが一つの原因であるということで、乾舷マークといひますか、そういう一載貨の一つの基準を強制的にこれに対して適用してまいるといったような措置とか、あるいは非常に機関の故障が多い。これがまた海難の原因となるといふことで、特に小型船につきましましては機関の基準をつくるとか、また操船の誤りといったようなこともありますから、毎年乗り組み員に対して操船上の研修をするといったようなことで、かなり苦勞も努力はしておるのではありませんか、残念ながら統計の示すところでは、かなりな海難事故が発生しておるということではございまして、私どもとしても、今後海難の防止のために、たとえば乗り組み員の環境の改善といひますか、そういうことも関係があるだろう、あるいは船の大型化といったようなことについて、一つの配慮をされなければいかぬだろう、各般の観点から、防止措置をできるだけ真剣にやつてまいりたいというふうな思つております。

先ほどお尋ねの漁船の個人、組合その他の点は、ちよつと統計がございせんので、この点は後ほど調べましてお答えをさせていただきます。

○三ツ林委員長代理 柴田君に申し上げますが、通産省の鈴木農水産課長が参りました。

○柴田委員 それでは通産省の鈴木農水産課長にお尋ねしたいのですが、輸入について見解をお聞きしたいのです。

年々水産物の輸入量がふえておる。それに関連していまお尋ね申し上げたところ、長官のほうからお答えがあったのですが、水産庁長官のお答え

は、自由品目だからどうにもならぬというように意味の言い方です。自由品目になっても、日本の手持ち外貨を使うわけです。結局通産省としても、そういう点については自由品目で商社に全部まかしておる、こう言われるかも知れませんが、いやしくも日本の漁業振興に影響するような、こういう輸入品目をどんふやすというところは、漁民の立場からいうと非常に理解ができません。そこで、通産省のほうがこういう計画を立て、自由品目だからみずから積極的に輸入に協力しているのか、この点の考え方をひとつお聞かせ願いたいと思います。

○鈴木説明員 ただいまの先生の御質問につきましては、エビ等の高級魚は、昭和三十五年に自由化された記憶しておりますけれども、私も自由化された魚の輸入につきましては、全然輸入行政上の権限はないわけでございますけれども、これが国内の需給上与える影響等につきましては、ふだんから水産庁のほうと御協議申し上げまして、私のほうでございますことは、関係輸入業者に対して適切な指導をいたしている次第でございます。

○柴田委員 通産省のほうは農林省と連絡をとって、たとえ自由品目といえども、日本の漁業振興に影響を与えるようなことについては慎重な態度をとっておる、こういう御意見ですが、そうすると水産庁は相談を受けて、その輸入数量については水産庁は黙認というか、積極的に輸入に協力しているのかどうかかわかりませんが、数量がふえることはこの数字でわかるわけですから、積極的に協力したと言われてもしかたがないですね。そうすると、水産庁は日本の漁民の保護でなしに、輸入商社の保護もしなければならぬということに、論議の飛躍があるかも知れませんが、そういう見方も出てくる。自由品目だから、どんどん商社が輸入するならしかたがないのだ、こういうことで、片一方では漁業振興で融資をしてどんどんやらない、片一方ではどんどん輸入しますぞでは、どうもつじつまが合わないような感じを受

けるのです。通産省が商社のお先棒をかつぐことは歴史的にある程度わかるのですが、農林省がお先棒をかついで、輸入に協力するなどのいうのはどうも理解に苦しむ。長官、どうですか。

○森本政府委員 先ほどお答え申し上げましたように、具体的にエビを取り上げますれば、自由品目ということでございますから、私も輸入について、協議を受けたことも別にございませんし、輸入に協力しているつもりはございませんが、ともかくもそういった輸入体制下のものでありますから、行政的にはあまりチェックをするというたてまえのものではありません。

ただ、それと一体いのかどうかということになりますと、輸入制度については対外的な関係もあり、そう簡単に変更はできない。したがって、私どもとしてはできるだけ国内において、先ほど申し上げましたように増産に援助をする、行政的に力を尽くすということによって国内生産をふやして、間接的に輸入に対して影響を及ぼしていくということであろうかと思ひます。

○柴田委員 いま、大体どういう商社が入れているのですか。農林省はわかつているでしょう。エビならエビ、真珠なら真珠、魚粉なら魚粉、いろいろあるのですが、おもにどういう商社が入れているのですか。

○鈴木説明員 先生から具体的な商社というお話でございますが、これは先ほどから言われましたようにA A制でございますので、私も具体的な関知しておらないのでございますが、私、課長としまして聞いていますところによりますと、水産物輸入協会、これは自由団体でございますが、そういう商社の団体が結成されておるようでございまして、そこには、大手の商社が大部分入っているように聞いております。

○柴田委員 のれんに腕押しになるからこの辺でやめておきますけれども、長官、政務次官よく聞いておいていただきたいのですが、この輸入問題については、今後安易な考えで取り組んでもらわないように、こうした融資制度をつくらせて日本

漁業を發展させようという熱意があるなら、心の底から日本の漁民を守るといふ立場で、輸入問題については慎重を期してもらいたいということをお、強く付言しておきたいと思ひます。

先ほど触れましたが、海難事故について、それぞれの漁業組合が所有しておる船舶はもちろん、個人といえども漁業組合員で、一つの組織の中の組織人である。この組織の中に被害者を出し、特に漁民も死んでおる。四十三年度には二百五十九人、三十九年からは二千人七百人もという生命が失われておる。こういうことを考えた場合、そうした漁業に従事する場合の技術、それからいろいろ経験年数も要するであらうけれども、漁船の操作というのについても、国が全部見ようといったてなかなかに見れるわけじゃないのですから、漁業組合にできる限り専門の技術員等を、水産の養殖技術も必要でありましようけれども、捕獲の技術、またまた漁具の改善技術、また船の操作技術、各般にわたって技術専門家が要するじゃないか。今日、各漁業組合の中にそうした専門技術員——各都道府県における生活改善普及員というふうなもの、漁村に常置されておりますけれども、水産事業全般にわたっての技術指導というものがなされる体系になっていない。この点について、各漁業組合にそういう専門的な技術員を養成するという考え方があってほしいし、またそれを実現させなければならぬ、私はそう思う。そういう見地から、水産庁は漁業組合に対する専門技術員、そういう海難事故の起きないようなことを含めて全般にわたって技術指導、運営指導ができるような専門技術員を置く必要があると私は思ふのですが、いま全国的に調べてみますと、あまり置いていない組合が多い。これらの考え方と構想があれば聞かせてもらいたいと思ふ。長官どうですか。

○森本政府委員 全体の技術の指導の關係は、御承知のように県における改良普及員の活動に主として待っておるわけでありまして、末端におきますところの漁業協同組合で、そういった面におい

てその一端をになうのが望ましいというお話、私もそういう感じはいたします。

ただ、御案内のように、現実問題としましては漁業協同組合は非常に規模が小さい、また経済力も弱いというのがいままでの姿でありまして、そういう中から技術員を置いてまいるということとは、非常にむずかしい事情にありまして、御指摘のようにあまり置いていないのが実情である。したがって、先決問題としては、やはり漁業協同組合の経済力をもう少しつけていくということが必要であらう。現在やっております合併の奨励その他組合の育成といったようなものも、そういう観点から技術員を置いてまいる一つの素地をつくる意味におきまして役に立つのではないかと。今回の近代化資金におきまして、一つのねらいとしては、漁協の事業の育成といったような観点を含めております。また事業内容にも、共同利用施設に対する融資といったようなものもかなり濃く入れておりますが、そういったいろいろな協同組合に対する施策を通じて、いまお話しのような問題が解決される一つの基礎をつくっていききたいというの、私どもの考え方でございます。

○柴田委員 日本の漁業は、自然的な諸条件というよりか、他の産業のいろいろな面でしわ寄せというか、公害等を含めて漁場が荒らされ、いろいろ養殖漁業等非常に窮屈になっておる。要するに、いま日本の漁業は全般にわたって非常におくれておる。第一次産業の中でも、漁業の面は非常におくれておる。組合の運営の面においても、他の農業協同組合のようにいけないという点、それから資金面、経済力も弱い、技術面も弱い。すべて弱い面があるのですが、この弱い面の中で、当面、私が先ほど言ったような技術面が非常におくれておる。技術をどうそれだけの組合に導入させていくかというところは、一つの方法としては、貧弱な漁業組合は財政的に困るのなら、県と国が金を少し出してやって、水産大学に入る学生ぐらには育英資金のめんどろを見てやたらどうなのか。そして水産大学に入った者には、その漁業協

同組合も二分の一なら二分の一育英資金の金を出し、県も出してもっと集中的にやってもいい。漁業に就労する労働力も必要な問題であり、面でも人間を養成する、こういうことで育英制度をつくらうか。こういうことをわれわれは平素から考えておりましたが、そういうことは検討してみたいことなら取り上げていくという、そういう考え方があるかどうかお答え願いたいと思ふ。

○森本政府委員 突然の御提案といいますが、御意見でございまして、私も十分検討させていただきます。

○柴田委員 もう時間が参りましたから、最後にもう一つだけお尋ねしますが、今度漁船の更新をやられる。いま日本の沿岸において、海をきれいにするとかいろいろの面でいわれておりますけれども、古い船、要するに廃船の処理というものができていない。沿岸に集積されておる地域もあるが、それを焼却するのに、たいへんな労働力と経費を使って処理しておるのです。この廃船の処理をしない、半ばどこへも捨てて。ごみは海へ捨ててさすればいいのだという、そういう觀念が日本人には大抵ある。川でも海でもどこでも捨て、そういう癖がある。その上にまた漁船の廃船を捨てるところがもうほんとにないし、処理もできないというところで、どこかへ引っぱっていつたないで、はたらかしにしておる。こういうものがやばいいろいろな面を海をよごしておる事故の原因をつくっておるということで、いろいろ問題があると思ふのです。

この廃船の処理方式を、ある程度国と県とが責任を持って処理する、そういう方法を講じたかどうか、こう私は思うのです。この廃船の処理は、いままでのような放任主義ではおいてもいいのかどうか、この点の見解を聞いておきたい。

○森本政府委員 廃船がかなりあちこちにありまして、その処理であります、必ずしも私どもだけの一存でいくような範圍ばかりではないかと

思ひます。いろいろな川とか、それから他の役所の所管の場所にもあるわけでありまして、ただ、漁船の古いのという意味で、私どものほうに關係を持つというようなこともあろうかと思ひます。

一番私どもで関心が深いのは、漁港の区域内で廃船がはうりっぱなしにされて、漁港の利用上非常に不便だという問題が、端的に問題になっておるわけでありまして、これはできるだけ私どもとしても廃船の処理について努力をいたしまして、最近の実例では、四十年から四十三年までに約千隻くらい廃船の処理をしておりますが、なおかなりまだ残っておりますこととあります。

たてまえとして、これは漁港の管理者が、県なり市町村なりが処分するということになっておりまして、私どもとしては、しばしばその処理の督促をいたしております。なお今後とも十分県、市町村とも相談をいたしまして、そういった処理についてやってまいりたいと思ひます。

○柴田委員 国のほうは、けつをたたくだけで財政的な援助を一つもしない。県と市町村が、漁港管理者がやるのだ、こういうあなたのお答えどおりで、末端にそうやるものだから、とぼつちりばわれにくる。消防団にみな押しつけて、出て火をつけて焼く、処理せい、片づけ、こくる。われわれは日当もろくももらわないし、一日の手当がもうほんとうに五十円か百円かもらってやる。そういうことで、これはほんとに処理方式を近代的に合理的に、何かどこか集積して、国の一つの資本で焼却場というか、そういうものを一つつて、そこに捨てていくようにすべきだ、近代国家をつくるにいくためには、そこらじゅうの海から引っぱってきて、油をかけて、燃えにくいやつを二日も三日も夜番をして、交代で夜明かしをしてまで処理するなんというのは、まことに原始的なやり方なもので、もっと近代的なやり方の方を考えたかどうか、近代的な考え方を、この廃船の処理の問題は、これは将来にも尾

を引くし重大な問題だ。あなた千百というが、日本の海を回ってごらんない、どんな実態になっておるか。そんななまやさしいものじゃないと思ひます。

こういう点については、これは予算を伴うことだから、大臣はきょうはおられぬけれども、次官、この処理方式については、近代的な方法でこういう構想でやるとか、予算措置についてはこうやるとかなんとか、具体的にひとつお答え願いたいと思ひます。もうこの辺で質問を打ち切りますから、ひとつ具体的に答え願いたい。

○小沢(展)政府委員 直ちに具体的な案を、どうもお示しできないのでございしますが、先生おっしゃる通りに、これはいろいろの点を考えますと、何らかの方策を検討しなければいかぬというふうに、ただいまお聞きしまして痛感をいたしました。十分によく検討いたします。

○柴田委員 それでは委員長、終わります。

○三ツ林委員 長代理、米内山義一郎君。

○米内山委員 近代化資金の需要状態についてお伺いしたいと思ひます。

百億というワケで、今度初めて制度が始まるわけですが、しかし農業においては、すでに八、九年も前に似たような制度があるわけですから、その分だけでも水産に対する金融の問題が立ちあがってくるわけですね。これは非常に沿岸漁民関係者が長らく望んでおったところでありまして、同時に、この法案が成立することを期待して、すでに各都道府県においては、これに対応する金利の補給金を当初予算に組んでおるのであります。これは集計するならば、おそらく国がいま予定している百億をかなり上回る金額になっていると思ひます。

したがって、現実には要求ある分量に対してはきわめて少な過ぎるじゃないか。まあ最初であるから、出発点であるから少ないといえどもそれですが、要求に対してあまりにも低過ぎる場合、これは、むしろやらないよりもむしろまだということにもなりかねないわけですが、この点に対して、現在各都道府県がこれに期待している金額

で、政府が現在把握している状態はどの程度であるかを、まず承りたいと思ひます。

(三ツ林委員長代理退席、委員長着席)

○森本政府委員 私ども、現在こういう法案が成立いたしますれば、都道府県のほうにワケを割りつづけるといったようなことになるわけですが、そういう関係で都道府県と接し合っておりますところでは、都道府県ではまあ百四、五十億ぐらい、年度の途中で発足することでもあつたというような感じを持っております。

そういうことからいいますれば、今年度のワケは必ずしも十分でないということは私も感じておりますが、何ぶんにも制度が初年度でありますし、今後、資金の需要の動向を見て努力していくべきものではないかと考えております。

○米内山委員 それには、まだこの制度が一般に普及、周知されていないということもあると思ひますが、漁村の実態から見ますと、利子補給を受けましてもまだ金利が高過ぎるというところがあります。それで、一般金利よりは高くないとしても、漁業というものは非常に安定性を欠いておるものでありますし、漁場は必ずしも豊度の平均したものじゃありませんので、確かに金利の問題が今後ともあると思ひますから、今後は金利をさらに引き下げるようにすること、農林漁業資金という他の制度と混同がある場合がある。したがって、今度だつて近代化資金をふやせば、その分農林漁業資金、国庫資金を減らされてもいいじゃないかという考え方もありまして、両者の關係を今後非常に調整をとつていきたいと思います、資金の關係の混同が起きることが予想されます。

同時に、信用力の低い漁村におきましては、いわゆる保証料を下げて、容易にだれでも——という悪い条件でもとまて言いませんが、一定の条件があるならば、個人の信用力、担保力を軽く見て、団体の保証力を強く見て、この資金を将来大量に漁村に供給すべきであらうと思ひます。これに對しての御見解を承りたいと思ひます。

○森本政府委員 まず金利の問題でござい

が、こういった資金、ことに非常に収益力のない漁民に対する融資でありますから、私どもとしても、できるだけ末端金利は引き下げたほうがいいというところでござります。現在、このところは、同種の資金としては農業近代化資金、これは農業者に対するやはり同種の制度でありまして、その末端金利とほぼ均衡がとれるというところでござります。しかし、これとでもおそろく、現在の借り受け者のお気持ちからいえば、なお下げてもらいたいというところは、当然その方向であると思っておりますので、将来の問題として私ども考えております。

それから保証のお話ですが、昨日も佐佐先生からしばしば御指摘を受けてまして、私どもとしても、できるだけ今後沿岸漁業者がこういった保証制度を十分利用できるように、保証料なりあるいは保証のやり方なりについて、今後改善すべき点は保証料につきましては、今回政府の保証料を引き下げる、それに伴って保証料も引き下げていくというふうな指導を強力にいたしたわけでありまして、その他保証倍率等についても、改善すべき点は改善してまいって、沿岸漁業者が利用しやすいような保証制度に改善していくようにつとめたいと思っております。

○米内山委員 漁村の近代化と申しまして、この資金の対象になるものは主として生産手段、船とかそういういろいろな装置が対象になるのであります。今日漁村の問題は、単に船を近代化するだけではなくて近代化にならないのであります。非常な資本主義の発展といえますが、今日の経済情勢と対比した場合に、一世紀以上の立ちおくれがあるというのが今日の漁村の実態であります。しかもその状態は、山村部よりもさらに漁村の場合には立ちおくれが著しい。それが、今日結果となって実はあらわれておるわけでございます。十年ほど前に、日教組が生徒にアンケートをとりました際、おとうさんの職業をいやだという子供の数が漁村に一番多かったのであります。それ

が今日、一昨日も白書の際重要な問題点として申し上げたのであります。白書に書いてあるところによると、沿岸漁業に従事している人の中で、二十歳未満の若年層というものは実に四割を下るというところであります。こういうふうなことであれば、すでに漁村の若い人はあと継ぎになる意思がなくなっている。これをこのまま推移していきますと、あとでは、金を貸すといっても借りる人もなくなる。魚がおつても人もなくなる。これははつきりしているわけでありまして、今日突如としてこういう現象があらわれたのではなく、長く漁業政策というものを投げやりにした結果が、こういうふうなことになるであらわれているのであります。

しかも、いま政府は新国土総合開発というものを発表しておるわけですが、これによりますと、鉱工業の生産を中心にわが国民の所得は将来三倍になる、こういうふうなことがいわれているのであります。漁村に住んで働いている人から見ると、こういうことは夢にも思わないことである。同じ国内にそういう成長をするものがあるとするれば、若い人がいなくなるのがこれは当然であります。しかも、この新国土総合開発計画の中においては、その段階になると農業の人口は現在の半分になるが、残った人の所得は年二百万になるだろう、こう書いてあるが、漁村の問題は何も融れていない。こういうところにも、今日の政治、経済というものは、漁村、沿岸漁業というものを全く無視しているのではありません。無視されている人々はどう対処すればいいか、全く虚無主義にならざるを得ないであらう。

そういうことから、技術的な発展も全く停滞しているし、ある者は、将来はどうあらうともいえない。さきよければいいというふうなことから、みずから資源を破壊する乱獲、漁場破壊が行なわれるようになっていっているのではありません。大臣は、海の再開墾をやる、土地改良をやるとおっしゃいますが、それもやらないよりはましでありましようが、国がかなりな努力をしても、海

を相手にして大型魚礁を入れてみたところで、全体から見るとなかなかかどらぬ。それよりも、東京湾にしても、伊勢湾にしても、あるいは瀬戸内海にしても、それよりも大きな力と大きい速度で漁場が破壊されている。二十万トンの船を入れる程度の掘り込み港湾というものは、何億円かです。できるかもしれないが、東京湾をつくる、瀬戸内海をつくるといったって、これは金ではできないのであります。しかも、すでに諏訪湖のワカサギが油くさくして食われなくなった。あの大きい霞ヶ浦でさえ、ワカサギがとれてもくさくして商品価値を失っている。反面にこういう対策を講じないで手放しておきながら、わずかな改良をもって今後の漁業政策だといつても、漁民はこれを信用できないのです。これに期待をかけて今日の困難な漁村でふんばる力が出ません。出ないのが当然であります。

したが、いま、私どもは強く政府に要望したいのは、漁業の未来性というものを、ビジョンというものを早く明確にして、そうして、いま崩壊に瀕している漁民にまず力を与えてもらいたい。それが先決問題です。しかる上に資源の問題をもっと重要視しなければならぬ。札があればそれは外国の魚も買えるであらうが、すでに生産の総量においては、わが国はペルーの下になつております。これは量の問題であります。その質、国民生活の関係から見ると、わが国は今日もまた将来も、依然として世界一の水産国にならなければならぬ地理的な条件がある。歴史的な条件がある。こういうことを重視して、そうしてやらないよりもむしろこういう漁業政策で当面を糊塗するならば、問題は解決しないどころか、その結果として人間が漁村にいたなくなる。漁村でなければ食えないというのはじいさん、ばあさんだけで、若い人たちがいなくなるのは当然です。ですから、事をやるならば、問題の解決のために前進するのだから意味がないのです。子供にせがまれて、とうちゃん、あの星をとってくれと言われて、屋根へ上がったほうきを振り回すおと

うさんの話がある。星には近くなるかもしれないが、これは問題の解決にはならぬのです。こういうふうな状態を今日までやってきたから、資源の問題も解決せねばいかりか、ますます悪化している。そうして、国民の需要はますます増大するが、これにこたえることが、できない。魚価が上がる。現にけさのテレビでも、瀬戸内海で大きいタイが一キロ二千円だということを私は見た。一キロ二千円の魚は、それはたん白質であつても、もはや魚類じゃないのです。つじものにするキウリは農産物ではあるが、さしみのつまになる小指大のものに花のついたものは、あれは農産物とはいえない。物が不足になると、こういう質的な変化が生じてきて、多少金では上がつても、国民の要求にこたえられないわけです。しかもわが国では、この不足な水産資源を陸上で解決しようとしたって、非常に技術的にも困難だし、経済的にも損なことでありまして。

私は、そういうことから、今後この漁村の近代化というものは、単に生産手段の近代化だけではなく、技術をも含め、生活環境も含めて、それに對して国が積極的な資金対策なり技術対策なり、あるいは資源破壊に對して厳重な措置を講ずるといふような、総合的な対策をもつて漁業の近代化をはからなければならぬと思つております。この点において、今日まで長い間政府は欠けるところが非常に多過ぎたと私は思つておるのであります。御見解を承りたいのです。

○森本政府委員 きわめて広範な、かつまた重要な問題について御意見を拝聴いたしました。私どもとしましては、国民経済なりあるいは他産業が發展してまいります間に、その影響を極力除去しながら、いかに漁業の生産なり振興をはかつていくか、これはきわめて喫緊を要する、また重要な問題だといふふうに思つております。したが、いま、従来からも各種の施策を講じておりますけれども、今後におきましても、かなり長期的な、また基本的な角度から種々検討をいたしまして、日本の水産業なり漁業の振興の今

後のあり方について、できるだけ真剣に取り組んでまいりたいと思ひます。

今回の国会におきましても、生産基盤の整備といったような観点から、漁港の長期計画をお願いしたのであります。また、大臣も申し上げておられますように、海の土地改良といったようなことで、すでに数カ所そういった着手のための調査をいたしており、浅海漁場開発といった名目で呼ばれております。それからまた資源の培養といったような観点、これは技術的にきわめて克服すべき多くの問題がございましたけれども、ともかくも瀬戸内海栽培センターということで着手をしよう、また構造改善事業におきまして、各種の種苗のセンターなり、あるいは漁場改良といったようなものもやっておるわけでありまして、遠洋漁業については、新漁場の開発といったようなことに着手をいたしております。しかし、なお十分緒についていないというような問題も、かなりあることは私も承知いたしております。今後そういう点については、十分根本的に努力してまいりたいと思ひます。

○米内山委員 あとは具体的な問題を二、三申し上げて答弁を得たいと思ひますが、かつ、参考にも供したいと思ひますが、権力の座にある人や官僚というふうなものは、法律さえつくれば、それで事足りるという思想があるわけでありまして、たとえば、水産業法の中で、漁業法の第二百二十七条及び第二百二十八条ですが、こんな何の役にも立たない法律はなかりと思ひます。しかも、これは非常に嚴重な権利義務を明らかにしてあります。内水面漁業において、免許の条件というものに、免許するほうの責任をうたつてあるし、第二百二十八条には、免許を受けた者は、その漁場に対して水産動植物の増殖の義務を負わされてゐる。これをやらぬ場合は免許してはならぬという規定があるにもかかわらず、何らかの行なわれていない。しかも今日、こういうふうな内水面の組合というものの、免許所有者は、ただ漁業権というものの上にあぐらをかいてゐる。つまり人口は一千三百万

といわれる。こういう架空な権利を前にして、多数の国民と少数の漁業権免許者が対立して、どの問題も解決しないようになってゐます。

これは、私は免許した水産庁が悪いというのではないし、免許を受けた漁業組合がふらちだという意味でもないのです。やればできることができない。どういふことかというところ、河川や湖沼に増殖事業を行なうというところは、一つの公益性の深い公共的な仕事なんです。これを、生産の低い河川や湖沼の漁業組合がみずからの力でやれる道理はないのです。法律では免許を与えたり条件を付けているが、その裏づけになる技術対策をやらないうんだ。そうしてしかも、これは少量な技術では意味がない。これを大量にやつてこそ、河川や湖沼に水産動植物の増殖が可能なのであります。都道府県にある小さな、自然界から見ると問題にならないような何百平方メートルくらいの養魚池には助成をするけれども、やる気であれば幾らでもできることを、今日まで政府は怠つておつたのであります。

結果として、こういう河川、湖沼の資源が衰退してゐる。今日専門家によつてよく検討してみますと、わが国の湖沼や河川には、高度にこれを活用するならば、百万トン近い潜在生産力があるものとわかれております。わが国において、百万トンというものは決して少ないものじゃない。今日、内水面漁獲高は、貝類を入れて十万吨にすぎないのであります。これは国家的にも必ず採算の合うものであるし、そのために国土というものはさらに美しさを増すものである、国民にとつてしあわせを増すものであります。今後こういうふうなことにしても、政府としては思いを新たにしておつて対処すべきであると私は強く主張するのであります。大臣の御見解を承りたいと思ひます。

○森本政府委員 御指摘のように、内水面、特に河川につきましても、資源の培養なりあるいはその漁業の振興をはかる必要がある、私も私もそういうつもりでやつてまいつております。

たとえば、内水面漁業の最も大きな魚でありま

すアユにつきましても、国費でアユの人工ふ化の施設をつくつて現在やりつづけているというふうなことで、御指摘のような方向に沿つて、私も私も努力いたしておるつもりであります。なお魚種によつては、未開発の部分もありあると思ひます。そういう点につきましても、試験研究の段階に属するものもあれば、また実行上の段階に属するものもあるかと思ひます。それぞれの段階に応じて、今後ではできるだけひとつ力を入れてやつてまいりたいと思ひます。

○米内山委員 いろいろ試験研究の段階のものもありましようが、わが国においては、かなり古い時代から養殖技術というものはあります。特に注目すべきものは、大阪府の河内地方において、古く時代からため池養魚があるわけでありまして、これは主として下肥をつくつてフナを養殖している。非常に簡単に原価の安いものであります。ところが、アユとかいう種苗の確保からして非常にむづかしいもの、あるいはウナギにしましても、ハマチにしましても、魚をつくるに魚を食わせてゐる。しかも、一キロの魚をつくるに六キロの魚を食わせる。金の上では生産がプラスになつておる、金額の上ではふえましようが、こういうむづかしい金のかかるものだけを淡水魚の養殖事業として重要視してゐます。フナとかコイとか、日本の風土に密着したものをと大量に生産する技術を確立して、無料に近く供給するならば、そういう単純な魚類から復活することとわれわれは思ふのであります。こういうふうな国民のための手近な技術を、どうしたならば、すでにあるものを近代的に量的に拡大できるかという研究をする必要がある。これは自然科学では決してむづかしいものじゃないのです。やる意思さえあれば、今日の能力で短期間に開発できるのであります。こういうところにも今日の技術研究体制の間違いがある。大衆から遊離して、もうけと金にだけ結合した研究というものは、無益なものではないが、結果として大衆性を持たなくなる。私はこの点について、今後水産増殖の上に大いに改革を加えてい

ただきたい。

たとえば、これは私もはっきり申し上げてよいのであります。明年度から青森県にある陸奥湾で、ホタテ貝が五万吨はとれます。もう生産者はどうして売ろうかというのを実は心配してゐる。ところが、これはだれが研究したかという、中学の先生が最初に着眼したものを漁民が解決した。貝の子供というものは流れるものです。これを杉の葉とタマネギの古袋で、十億はしければ十億の稚貝ができるようになってゐる。無料のようにできた稚貝を、海域にばらまくことによつて五万吨程度の貝ができる。これは、決して高級な研究室の中から生まれたものじゃないのです。こういうふうな無数の大衆の苦勞、経験というものを、国の研究機関がこれを集約し、総括して理論づけをやつたならば、進歩がもっと早かつたはずだ。こういう面が、特にこの自然を相手の産業には非常に多いのであります。農林水産技術会議というものは、自分たちの脳みそから出たものでなければ、これを一切否定するといふようなきわめて独善的な、官僚的な、予算権を握つて研究を統制してゐるとさえ極言してもいいと思ひます。

このことを大臣に特にお願ひしたい。この面では陸上動物の関係、畜産面においても露骨になつております。どうか、この点をひとつ、もし私の言うことに一分の利があると考へたならば、その方向へ向かうかどうかをお尋ねしたいのであります。

○長谷川国務大臣 御指摘の点、十分尊重をいたしておりました。したがつて、本年度の予算案を見ていただいてもおわかりのように、日本の水産業といふものはかく進まなければならぬ、あすにもなきなければならぬ、せつぱ詰まつてゐる大問題だということで、本年度から特にそれらに意を用ひまして、今後の漁業の振興を大いに進めなければならぬ、このように考へて本年の予算を組んだわけでございます。

しかし、これで能事足りるとわれわれは考へて

おらないのであります。いよいよ皆さん方のお知恵を拝借しながら、国会のバックにおいて今後の日本の水産業の繁栄をはかってまいりたい、このように命じておるところでございます。

○米内山委員 これまで終わりますから、大臣の御答弁をいただきたいと思ひます。というのは、白書の内容でも申し上げました、それに対して大臣もお答えになりましたが、例の魚たん白液化の問題であります。少なくともスケソウダラ一つで、人間の口に入る可食分が、五十万トンくらいは直接家畜の飼料になっている。これは大問題です。しかも、これに対して東海区の研究所が、数年前に一応のめどをつけておる。だが、これは政治の取り上ぐるところにならない、産業界もこれを注目してない。いつになったらあの研究が生きていくかという点に対して、私は時期を待たせておいたわけでありまして、

ところが、よく考えてみると、非常に理論的には正しいけれども、大量でなければ意味のない技術なのであります。原料は大量にあるが、現在北転船によるスケソウダラというのは、五年先までもてるか七年先までもてるかという点の確信がない。ですから、こういうものには資本がなかなか手が出ないのが今日の実情であります。したがって、政府としては五万トン程度の豚肉の価格調整のために二十億、三十億近い金をかけていると思つたら、五十万トンのたん白のために十億や二十億の資本投下して当然であろうと思ふ。北洋のスケソウダラ資源というものは、将来とも安全だということであるならばこれは別問題です。水産資源の性質上そういう見通しがない。ただ口だけで魚たん白の液化を研究しましたというだけでは、これは自慢話にもならぬのです。こういうことを着実にやっつけてこそ、国民の期待に沿ふものであると思ふのであります。これに対して、大臣の御答弁をひとついただきたいと思ひます。

○長谷川国務大臣 御指摘のように多獲性の魚、この高度利用につきましてはいろいろやっております。たとえば、スケソウダラとかそのすり

身、あるいはサバとかアジ、これらの鮮度をいかに保持しながらこれを高度利用していくか。たとえば、コールドチェーンの問題もその一つではございますけれども、さらに、廃棄物をいかに再利用するか、こういうような点について、フィッシュミールの点等に対しまして、従来のフィッシュミールというようなものではなく、ほんとうに新たな高いところからの研究によって実施に移すべくやっております。

さらにまた、たん白の問題でございますけれども、たん白を水性にしてどうやってその高度利用をしていくか、こういうような液化たん白の点については、研究がいよいよ実施すべきだといふ結論が出次第、われわれのほうはこれらに向かつて、その実施を行なっていく考え方でございまして、御指摘のように十分にわれわれは考えております。一日も早くこれらの実施がございまして、いまもつばら研究を進めさせておるところでございます。

○米内山委員 あとは他の機会に譲りまして、きょうは私の質問はこれで終わります。

○丹羽委員長 他に質疑の申し出もないようでありますので、本案に対する質疑はこれにて終局いたしました。

○丹羽委員長 引き続き本案を討論に付するのであります。別な討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○丹羽委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○丹羽委員長 この際、米内山義一郎君外三名より、本案に対し自由民主党、日本社会党、民主社会党及び公明党の各派共同提案にかかる附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者より趣旨説明を求めます。米内山義一郎

君。

○米内山委員 私は、自由民主党、日本社会党、民主社会党及び公明党を代表いたしまして、ただいま議決されました漁業近代化資金助成法案に対し、附帯決議を付すべしとの動議を提出いたします。

まず、案文を朗読いたします。

漁業近代化資金助成法案に対する附帯決議（案）

一、漁業近代化資金の資金枠を拡充するとともに、貸付金利については、その引下げ特に沿岸漁業者に対する金利の引下げに努めること。

二、受信力の低い沿岸漁業者に対する融資の円滑化を図るため、これらの者が極力低い負担で融資保証制度を利用できるよう努めること。

三、漁業近代化資金と農林漁業金融庫資金の融資分野の調整については、漁業者に対する円滑な融資が確保されるよう弾力的に運用すること。

以上であります。その趣旨につきましては、先般来からの委員各位の熱心なる質疑を通じて明らかにされて、おりますので、説明は省略させていただきます。

何とぞ各位の御賛同をお願い申し上げます。次第であります。

○丹羽委員長 以上で趣旨説明は終わりました。別に御発言もありませんので、直ちに採決いたします。

米内山義一郎君外三名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○丹羽委員長 起立総員。よって、本案に附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいまの附帯決議について、政府の所信を求めます。農林大臣。

○長谷川国務大臣 ただいまの御決定になりました附帯決議につきましては、決議の御趣旨を十分に尊重いたしまして、善処いたしたいと存じます。

○丹羽委員長 午後零時四十分再開することとす。

○丹羽委員長 午後零時四十分再開することとす。

午後零時四十分再開

○丹羽委員長 午後零時四十分再開することとす。

午後零時四十分再開

〔報告書は附録に掲載〕

○丹羽委員長 午後零時四十分再開することとす。

午後零時四十分再開

○丹羽委員長 午後零時四十分再開することとす。

午後零時四十分再開

○丹羽委員長 午後零時四十分再開することとす。

午後零時四十分再開

○丹羽委員長 午後零時四十分再開することとす。

午後零時四十分再開

○森本政府委員 日本海におきまるところの操業の状況、これは厳密にいいますと、一日平均出てまいります船が、気候その他によってそれぞれ違っておりますが、四月には、操業の状況とい

たしましては、底びき網の漁船が約四百隻、これは主としてカレイとか、ホウボウとか、そういったものをとる船であります。それからまき網の船が約六十隻、御承知のようにアジ、サバを漁獲するわけですが、そのほかに沿岸漁業用の船といまして二千二百九十隻くらい、これは主としてタイとかトビウオとか、そういったような魚をとる漁船であります。そういったのが、例年の四月における出漁状況というふうに承知をいたして

おります。ごく最近、昨日あたり海上保安庁が飛行機でもって現地の状況を見ておりますが、たとえば、見島周辺では二十隻あるいは福岡の沖ノ島付近では五十隻といったようなことで、日本海の各地にそれぞれ集団的な形で操業が行なわれておるとい

う状況を確認いたしております。そこで、こういった事件が起こりまして私どもとしてやっておりますことは、操業上の注意を各種の漁船に対して、あるいは漁業組合等に対してやっております。またアメリカに対しては、従来から前もって、大体年間の日本海における漁船の操業状況というのはいくつかのようになってお

る、したがって、何か事がありましたらならば、よくその点を気をつけてやってもいいというところを申し入れております。また、今回あらためて漁船の操業状況を添えまして、アメリカ側に対して、安全操業を確保してもらおうように、外務省を通じて申し入れておるところであります。

○樋上委員 それでは、現在漁獲にあたり、支障や事故は起こっていないのかどうか。出漁している漁船は突然の事態で、ほんとうに乗り組む員はもちろんのこと、家族の人たちの心配は非常なものであります。これに対して、現在のところ、支障その他の事故はどうかということになっておりますか。

○森本政府委員 現在までのところ、私どものところに来ておりますのは、操業上の支障があるという報告は来ておりません。また、漁具とか漁船とか、そういったものについて損害を受けたという報告も来ておりません。

○樋上委員 米ソ艦隊の日本海進出によって、わが国の漁船は操業にいつも危険が生じておる。これに對し政府が、漁民を守るという措置を迅速にとつていかなければならないと思ふのです。米ソ兩國に對して申し入れを行つたようだが、しかし、いままでに政府が申し入れを行つて、その効果がはたして出ておるのか、出ておらないのか。交渉が非常に軟弱といふますか、漁船が年じゅう不安におのいておらなければならぬ。今後、米ソに對してどういふ対策を講じられるか、その点を重ねて伺ひます。

○森本政府委員 先ほど申し上げましたような申し入れといひますか、協力方をアメリカにしておりまして、アメリカ側においても内部に、そういう事情を十分連絡をして注意をいただけたものというふうに、私どもは期待をしております。何ぶん事態が起こりましてからまだ数日を出ないというふうな状況でありまして、漁船に対する影響の度合は、先ほど申し上げたような状況でございます。

今後、操業なりあるいは日本海における事態の推移を見ながら、それに対応した措置をとりたいというふうに考えております。

○樋上委員 このたびはアメリカのみですけれども、過去においてソ連にはそういうことはなかったのですか。

○森本政府委員 ソ連に對しまして申し入れをいたしましたのは、前回といひますか、プエブロの事件のときに、ソ連の船も相当出動したというふうなことでございましたので、外務省を通じて申し入れをいたしました。

今回につきましては、私ども外務省と、ざっくりばらんに言いますと協議をしておりますが、現地の情報では、それほどソ連艦艇が出動してないのではないかというように判断もござい

まします。て、外務省とは、いまそれらの対応策について協議中という段階であります。

○樋上委員 運輸省の海上保安庁に伺ひするのですが、巡視船を出動させているとおしやつておるのですが、何隻くらい出動しているのか。

○林政府委員 十五日の米軍機墜落事件が起きてから、特に出動警戒させておりますのは二隻でございます。それ以外に、平常の巡視警戒体制に従事しております巡視船艇がござい

ます。○樋上委員 出漁しておるのが数百隻も出漁しておる。その漁船に對して、わずか二隻の巡視船で事足りるのでしょうか。また、今後こういう問題が起こりましたときには、もっと巡視船を平時よりも多く出すべきだと思ふのですが、その点どう

でしょう。○林政府委員 先ほど水産庁長官からも御説明がございましたように、現在までのところ、わが国の漁船の出漁海域と外国の艦艇の行動しておると思われ

ます海域と分かれておりました。東経百三十二度以東、北緯三十六度以南におきましてわが漁船が出漁しておりまして、米艦艇はその反対側、すなわち東経百三十二度以西、北緯三十六度以北の海域におるような模様でございます。わが

ほうの漁船が多い対馬と隠岐を結ぶ線線の付近に二隻常時遊よきとせ、それ以外にYSS11、ピーチクラフト等の海上保安庁の航空機をもつて絶えず状況を見ております。

現在までのところは、先ほど水産庁長官の御説明明いたしましたように、別に危険な事態はござい

ませんが、もし将来そのような事態が起こる可能性があらまるときには、また当然勢力を増強するということも考えられます。

○樋上委員 対馬近海のタイ、カレイなどの漁場は、現在盛漁期である。このところ天候の都合が悪くて出漁は少ないのですが、天候がよくなれば、この辺には四百隻もの漁船が出漁するので

すが、この漁獲に對して影響ははたしてあるかないか、この点はどうでしょう。○森本政府委員 御指摘の漁業は、現在最盛期と

いいですか、これから最盛期に向かつていくというところのようでありま

す。したがって、影響の度合は、もっぱらこれからどういふうなことに外国の艦船がなり、わが国の漁船がなるかとい

うことにかかってくるかと思ひます。そういうことでありますので、私どもとしては、できるだけ今後漁船が安全に操業できるように、海上保安

庁にもよくパトロールをお願いする、またアメリカ側に対しても、安全操業について協力をお願いをしておるところでございます。

○樋上委員 いつも事故が起こつてから、すべてあとであとで手が打たれていくのですが、絶対だいたいようぶですか。こういった突然のことが起こりまして、先ほど申しましたように、漁民や家族は心配しておる。巡視船も、距離が遠いんだからだいたいようぶという安心はならないと私は思うので

すね。だから、絶えず漁民を守る立場でやつてもらいたい。いまあの海上は、日本海大海戦みたいな、あれだけどんだ艦隊がふえてきま

す。と、うかうかしていらぬ。昨年一月のプエブロ事件で、エンタープライズ等の米艦隊が日本海に進出したときは、山陰沖の漁船が漁網を破られたり、また、軍艦に驚いて魚が逃げたりして、水揚げ高が非常に激減した、こ

ういう例がある。今度も当然このような事態が起こり、漁民の生活に響いてくることは明らかであります。これに對して、政府はどのような対策を講ずる考えでありますか。

また、現在は昨年より艦隊もずっとふえておりますので、昨年の事態よりもますます被害が出るのではなからうか。その被害を受けたときには、はたしてそれがその損害を補償するの

か。日本政府は、そういう損害、被害を補償してやるのか、それともアメリカ側にこれを要求して出させるのか、この点はどうですか。○森本政府委員 事柄の性質をいたしましては、公海上におけるそういった操業の手控えといったようなことで収入が減るという問題に對して、これは必ずしも不法行為というわけにもまいりませ

るので、対外的に損害賠償を請求するということは、なかなかやりにくいと思うのです。ただ、漁船なり漁具なりがこわされた、しかもそれは海上の諸法規から見まして、向こうのほうが悪いというふうな場合におきましては、もちろん損害賠償の請求がなし得るということであるかと思ひます。

前回は、漁具が多少損傷したというふうな情報もございましたけれども、実際にそういった関係の漁業者からは、損害賠償の請求がなされなかったというふうなこともございました。また、おそらく被害が必ずしも明確でなかったといったようなこともあるんだらうと思ひます。したがって、対外的に損害賠償を打ち出すといったような事態にはなっていないか。

目下のところは、先ほど申し上げましたように、操業にそれほど大きな支障はないという報告を受けております。また、物的な損害があったという報告もございませんで、いま、現段階でどういうふうにするかということになりますと、必ずしも対象がありませんで、私どもどう対応するか、実は考えておりません。今後の事態につきましては、その事態に応じて、私どもとしてはそれぞれ検討するというふうに考えております。

○樋上委員 そうおっしゃいますけれども、漁協ではそうではない、こう言っているのですかね。漁民は、こういう問題があったときにはいつも泣き寝入りしておる。今度の問題でも、確実な情報が入ってこなくて、ほんとうに漁民のことを考えているのかと憤慨しているのです。

水産庁は二十一日に、日本海沿岸の西日本主要漁協に、緊急指示を出されたのですか、どうですか。

○森本政府委員 十九日に香住の漁業調整事務所、これは山陰等を所管しておりますが、そこを通じて各県に対して連絡をいたしました。それから二十一日に香住と福岡、これは九州を所管しておりますが、福岡も含めまして、そこを通じて各漁業組合に連絡をするというふうなやり方をして

おります。

○樋上委員 それ以後の情報は、随時現地漁協と連絡を保っているのか、その点をお伺いしたいのです。また、今後現地に對して情報等はどのように通知するのか、その点です。

○森本政府委員 連絡のしかたとしては、私どもの出先機関がそれぞれ、ただいま申し上げました香住と福岡にありますから、そこを通じて、私どもが得ておりますところの情報をそのつど連絡をしております。また、今後もしていききたいということでもあります。

○樋上委員 昨年のプエブロ事件のときのように、艦隊により被害を受けた場合、これに対する補償はどうなるのですか。

○森本政府委員 先ほどお答えいたしましたことと同じになるかと思うのですが、昨年の場合におきましては、漁具等が被害があったという情報がありましたけれども、必ずしも的確にその実態がつかめない、本人からも損害賠償の請求がないというふうなことで終わっておるようでありまして、今回のことにつきましては、今後事態の推移を見て、私どもも、それに対する対応策を考えなければいかぬということだらうと思ひます。

○樋上委員 さらにもう一べん運輸省の海上保安庁にお伺いするのですが、この艦隊の行動により、漁船は非常に危険な状態となっている。軍艦の波を受けた漁船がひっくり返ったり、また衝突するおそれもあるのですが、この点は、どういふふうなんでしょうか。

〔委員長退席、湊委員長代理着席〕
また、もしそういうことが起こった場合には、どこで責任をとるのですか、お伺いしたいと思ひます。

○林政府委員 ただいまのところは、別々の海域で、漁船が出漁し外国艦艇が出動しておるという状況でございますが、昨年のプエブロ事件のときのような切迫した事態が起きる可能性を予測いたしまして、海上保安庁からも直接、関係漁業協同組合及び現場の出漁船に対して指導をいたし、注

意をいたしております。

その内容を簡単に申し上げますと、まず、外国の艦艇に不必要に接近しないようにということでありまして、それから、日本の国旗を掲揚して、夜間は、海上衝突予防法で定められた灯火を掲げる、あるいは形象物を掲げまして事故防止につとめていくということでございます。さらに、もし何か変わった事態が起きたときには、直ちに無線等の方法をもつて、巡視船に連絡していただくように申しております。それから、もし外国の艦艇が日本漁船に非常に接近してきますような場合には、国際信号旗等をもちまして、外国の艦船の注意を喚起するように申しております。

以上のように、事前に事故を防止いたします措置をとっておりますが、今回は、ただいまのところは、昨年のような漁網を破られたり何かするような事態の発生は避けられるのではないかと、かように考えておるような次第でございます。

○樋上委員 そうしますと、艦隊がたくさん出てきて、その注意を怠つて漁船がひっくり返ったり被害を受けたという場合には、何らこちらがアメリカ側に対して、その被害の交渉をする権利もなく、漁民は泣き寝入りですか。

○林政府委員 公海上でございますから、外国の海軍が演習をするあるいは行動をしますことも権利があるわけでございますし、日本漁船が出漁しますことも、もちろん合法的なわけでございます。もし不幸にして事故が発生いたしました場合には、これは双方間の法律事件として処理されることになるのではないかと思います。事故の内容を、起きたあとで分析いたしまして、もし相手方に国際法に違反するようなことがありましたときには、当然これは損害賠償を請求するということにもなると思ひます。

○樋上委員 非常に日本海波濤やかならず、波高題にこれは外交問題になりまして、事前協議の問題にも波及するのですが、それはまた外務委員会に質問するとして、この盛漁期にあたり、今度の問題で確かに非常に漁獲は減少してお

る。また、減少すると消費者まで影響があるというところは明らかであります。この点、水産庁長官また政府はどうお考えになっておりますか。

○森本政府委員 先ほど来お話がございませうに、公海上のことでありまして、法律的な形でもってこれに對して何らかの措置をとっていくといったようなことは、なかなかこれはむずかしいのであります。私どもとしては、できるだけ漁船の操業が安全にいきますように、日本側としてもそういった巡視なり監視なりといったような措置を強化いたしまして、不測の事態が起こらないように期待をいたしますとともに、先ほど来申し上げておりますように、米国籍に對しても善処方を、従来からも要望しておりますし、今回またあらためて申し入れをいたしましたのでありますから、向こう側においても、そういう点は十分気をつけてもらえるものと期待いたしておるわけでございます。

そういうことで操業の安全が確保され、また、漁獲高に對してもそれほど大きな支障がないというふうなことで、事態が進んでいきますことを期待いたしておるわけでございます。

○小沢(辰)政府委員 昨年の事件の際といい、今度の事態、私どもは公海上の自由の問題とはいひながら、わが国の漁船に与える影響というものが非常に大きいものでございまして、海上保安庁やあるいは私どもの農林省、水産関係のそれぞれ機関とはんとうに慎重に、しかも連絡を密にいたしまして、何とか事故の発生を防止するように努力をいたしまして、できるだけの措置をとっていききたいと思ひますし、また、関係国について、外務省を通じて強力に善処方を申し入れて、万全の措置をとるようにならうかと考えております。

○樋上委員 以上で、北朝鮮戦艦による米軍偵察機撃墜事件に関する質問を終わります。今度は、先般質問いたしましたトマトジュースの問題について、もう一度簡単に伺いたいと思ひます。

先日、かん詰めトマトジュースを飲んだ一家三人が食中毒を起こしたことがありましたが、その状態を御説明願いたい。また、中毒はいかなる症状を来たしたか、お伺いいたします。

○野津説明員 先般報道されましたトマトジュースの中毒の問題でございますが、厚生省のほうに東京都から連絡がございましたのは三月二十八日で、一家三人がトマトジュースによると思われる食中毒を起こしたということの連絡がございました。

その中毒の症状といたしましては、吐きけ、嘔吐、下痢、腹痛、こういうふうな典型的な症状が出ていたわけでございます。

厚生省といたしましては、遅滞なくこの調査を進めるようにというのを、東京都に対して指示いたしますと同時に、その後行ないました措置といたしましては、当該トマトジュース製造業者及び販売業者に対しては、製品の回収及び廃棄と

いうことを指示いたしますと同時に、この工場に在庫しております品物につきましては、移動禁止の措置をとりました。現在、廃棄の方法あるいは行政処分というふうな問題につきまして検討いたしております。これが現在までの経緯でございます。

○樋上委員 都立衛生研究所で、この問題のかん詰めトマトジュースと同じ日につくられた製品を調べたところが、五百PPMのわずが検出されたというが、これは事実ですか。もし事実であるならば、食品衛生法で規定されている許容量の三倍が五百PPMでありまして、その許容量の三倍以上のものが入っているということはおそれるべき量であります。このように多量に含まれた根本的な原因はどこにあったのか、科学的根拠について説明願いたい。

○野津説明員 御指摘ございましたように、中毒を起こしましたと同じ日の同じロットの製品につきまして、都立衛生研究所において分析を行ないましたところ、最高五百PPM、そのほか二百三十、二百七十PPMというわずが検出されている

わけでございます。

このかん入りの清涼飲料水におきまします溶出の問題でございますが、これは、かんのように原因がある場合と、それから中に入れます清涼飲料水に原因がある場合と、幾つかの組み合わせが考えられるわけでございますが、一般に、中に入れます清涼飲料水の側に硝酸基が多量に含まれました場合には、かん詰めの中のメッキしてございします溶出してくるというふうな事態が非常に高いわけでございます。できるだけその使用れます清涼飲料水の硝酸基を減らしていくというようなことを、従来から指導を続けてきたわけでございしますが、硝酸基等によりまして中の溶出してくる、こういう状態があるわけでございます。

○樋上委員 ずり入りかん詰めは、昨年、一昨年に於いてそれぞれ各一件ずつ摘発されていると聞いていますが、その場合はほかのかん詰めであったと思うのですが、四十三年十一月にオレンジジュースのかんのメーカーに製造中止命令が出ていたと覚えておるのですが、そのようにいづれもトマトジュースであったことから判断すると、トマトジュース自体に含まれている成分がわずと化学反応して、ジュースの中に溶け込んできたのではないかと。その点をもっと私は検査すべきではないかと思うのです。また、具体的にそういう場合にはどういう対策を講じられますか。

○野津説明員 四十三年の十一月に、かんメーカーに対して製造中止の命令が出たというふうな事例につきましては、私も実は聞いておらないわけでございます。ただ、一般的なかんに入りました清涼飲料水の場合に、先ほど申し上げましたように、清涼飲料水の中にあります硝酸基によりまして中の溶出が溶出しやすい状態にあるという形でございまして、通常清涼飲料水を製造します際に、特にかんに詰めます清涼飲料水を製造します際に使われます水の中の硝酸基が問題になっておりまして、厚生省のほうにいたしましたのは、昭和四十年に水の中の硝酸基を減らす、一PPM以下

に下げるといふような形で業界を指導してきたわけでございます。

ところが、御承知のように、このトマトジュースに於いては、これは水を使わないというふうな実情がございまして、その際に、水を使わないものでございまして溶出するのにかんという点、非常に問題があったわけでございます。一昨年同期のような事例がございまして、十分国立の衛生試験あるいは農林省等と連絡をとりまして検討いたしたわけでございますが、結局、結果といたしましては、トマトの品種あるいは熟成度によりまして、トマトの中にございします硝酸基が作用しまして、かんの中の溶出する、こういうふうな傾向が判明いたしました。トマトからかん入りの清涼飲料水をつくります際に、トマトにつきま

ての硝酸基の量というものを調べて、ある一定の一応三PPMということになっておりますけれども、それ以上の場合には、これはジュースには使用しないという、こういうふうな指導をトマト工業界を通じて実施してきたところでござい

す。

○樋上委員 ほかのかん詰めにも危険はあると思うのですが、トマトジュースは特にそういう問題が多いのですから、多発するこういうトマトジュースに対しては、ビニールコーティング等の処置をしたかどうか。これはたいして金を使わないと思うのですが、この点どうでしょう。

○野津説明員 内部にいろいろなコーティングをしまして、ずり直接内容と触れないような方法もいろいろ検討されておるわけでございますが、それがはたして十分な効果があるかどうかということにつきましては、十分検討を加えて、それが非常に効果があるものでございまして、それほど価格等に影響がないというふうなことが判明いたしました場合には、そういうふうな形で指導がで

きるのではないかとこの問題についてまだ、外国の例とかそういうようなことについて、いろいろとお伺いしたいのですけれども、時間の関係上、こ

の点は略しまして、こういう事故が起ってくる責任は、私は政府にあると思うのです。やはりこの際かん詰め類の総点検をすべきではないか。単に三人が中毒症状を起こした、下痢を起した、吐きけを起したというだけではなしに、このごろの食品といふものは、いろいろな新しいものが出てきて、監視せなかつたらあぶなくて食べられない。主婦なども、危険でしょうがないといっている。一流メーカーは別として、ほかの群小のいろいろなものが出てきますからね。ですから、その点を十分監督すべきだと思っております。かん詰めの場合はその程度にしておきまして、今後政府の責任において、一べんかん詰め総点検をするとか、措置をしいただきたい。これは要望しておきます。

それからもう一つは、グリーンピースの問題についてお伺いするのですが、先日、着色したグリーンピースをばんに入れたところ、ごはんが全部まっさおになってしまった。豆のごはん全部、ごはんも青くなつてしまった。こういうふうな事件が起つたのですが、主婦の中には、こんな天然野菜に着色するといふのはどうかと思うという声もありました。青いものをもっと青くして新鮮に見せようとするのですが、そういうことをする必要はないと思うのですが、厚生省はどういう見解を持っておられるのか。特にグリーンピースの場合のように、鮮度をどまかすような色素の使い方は根本的に私はおかしいと思うのですが、この点どうでしょう。

さらにまた、サリマイモに食用赤百二号という赤い色素を着色してうまい金時に見せかけて、そういうのを売っておる。これもグリーンピースと同様であつて、こんなサリマイモに赤いものを着色したり、なまの農作物に着色するのは、消費者を欺瞞するものではないか、また、人間に無害であるという保証もない。かかる有害な食品添加物は、即刻私は禁止すべきであると思つて、どうでしょう。

○小高説明員 御指摘のございましたように、グ

リンビースのような生鮮野菜あるいはサツマイモのようなものに、その品質を欺瞞する目的でそういった着色料を使うということは、衛生問題として消費者保護の見地から、好ましくないものだと思います。

それから、着色料は世界じゅうの国で使用するとしておりまして、現在、世界じゅうのいずれかの国で使用を許されておるといふ色素の種類の数は、七十種類以上になります。それから、これを欧米の先進国に限りまして、やはり五十種類くらいある。

このような現状で、食用色素というものは、現在のところ世界的に食品に使うことが許されておりますが、これは食品の加工の上から必要なものであって、しかも、その安全性が十分に確認されたものだけが使うことを許されております。したがって、このような場合、御指摘のようにそういうことは全く必要であり、むしろかえって消費者にとつてマイナスになるような使い方というものは、やめさせるべきであると考えます。

○樋上委員 わかりました。もうちょっとサツマイモとグリーンピースは詳しくいろいろ聞きたいが、あとの質問がありますので飛ばします。

厚生省は二月二十七日に、なま野菜や乾物類などへの添加物の使用を禁止する方針を明らかにし、また食品衛生調査会にはかつて、官報に告示するともいつておったと、こう新聞に出ていたのですが、これは事実ですか。

○小高説明員 私どものほうでは、その問題が新聞紙上に出来まして、さっそく何らかの方法で、そういう生鮮野菜に対する着色料というものを禁止する方向で、目下検討しております。行く行くは御指摘のように、これを厚生省告示として官報に告示するという運びになると思いますが、現在検討中でございます。

○樋上委員 食品衛生調査会で審議検討されるということをお聞きしておりますが、その調査会の構成メンバーはどうなっているのか。また、その構成メンバーには営業者が加わっているのではない

か。こんなことはほかでは見られないことですね。利害の直接関係する者は除外して、初めて公正なる審議検討がなされるのに、営業者が食品衛生調査会の構成メンバーの中に入っている。これは偏成がえをすべきではないかと私は思うのです。

また、ドイツなどでは、食品添加物の申請をメーカーに申請させることを禁止し、すべて国の名によって開発していると聞いておりますが、わが国の場合もこういう点は改むべきではないか、こう思うのです。

あとチーズの問題もありますけれども、時間が来ましたので、いまの点についてお答え願いたいと思います。

○小高説明員 食品衛生調査会の構成といたしましては、学識経験者及び関係官庁から、それから法律には、確かに御指摘のように、業界と関係のある人を入れてもよいようになっておりますけれども、実質的には、現在業界の代表は入っております。

それから、食品添加物の指定としまして、厚生大臣がそういったものについて、これは食品の生産上必要であつて、しかも安全であつて、人の健康をそこねるおそれがない、こういうように認められたものを指定するというたてまえになっております。製薬のような、申請とか許可というシステムにはなっておりません。

ただし、われわれのほうからこういうものを積極的に開発して、それを指定するというようなことは現在やっております。その指定に必要な資料というものは、関係者からの提出があったときに、これを審議するということになっております。

○樋上委員 じゃ最後に要望しておきますが、チーズでも、脂肪分が含まれていること自体は適切だと思うのですが、チーズでも、このごろは牛乳以外の植物質の脂肪分を使つておる。そして消費者を欺いておる。私はこういうチーズの問題でも、明らかに営利第一主義に走つた製造メーカー

が、原料の安上がりこの植物質の脂肪分を使用したものと判断するのですが、チーズのような場合その辺から判断いたしますと、これも消費者、国民を欺瞞したことになると思うのです。

農林省畜産局では、ナチュラルチーズの種類だけで五百種類もあり、規格一つをつくるのもたいへんむずかしいといつておられるのですが、幾らたいへんむずかしいものであつても、消費者保護という立場から、積極的に規格化を進めるべきではないか、こう思うのです。

アメリカでは、イミテーションチーズとかローファットチーズなど不純混合チーズは、それなりの明確な表示をして売っています。わが国においてもそのようなまぜものの入りのチーズは、消費者福祉の上から明確に表示すべきではないか、その点はどうか。

最後に、今回の調査で明らかになったような問題のメーカーに対しては、どのような方向で指導していくのかお伺いして、私の質問を終わります。

○太田政府委員 いま御指摘の問題は、御承知のとおり、現在のわが国で市販されておりますチーズ、特にプロセスチーズでございます。数種類のナチュラルチーズを原料といたしまして、乳化剤を用ひまして溶融乳化いたしました成形、包装したものでございまして、その場合均一な製品製造のためにプロセスチーズに脂肪を添加して組織を改善する、こういった技術が確立されたものとしてあるわけでございまして、その添加する脂肪につきまして、ちょうどバターとマーガリンと同じように、乳脂肪よりも植物性脂肪のほうが、たとえばからだにふとらないというようなことで、消費者の好みとして、そういった好みもあるという事実も実はあるわけでございます。

そこで、いま先生が御指摘になりましたように、そういったものが入っていることを、表示の面とかいろいろな形で明らかにすべきではないか。われわれも当然そう考へておりました。実はこの問題につきましては、そういった植物性の油

脂を添加いたしておるメーカーと、従来の乳脂肪の添加をいたしておるメーカーと両者呼びまして、少なくとも現状に即応いたしますような適正な規格の設定について指導すると同時に、いま申しました植物油脂等を混入いたしましたものについては、名称の表示あるいは成分の表示につきまして適正に行なわれる、そういったことを通じて消費者保護をはかるということ、現在実は業界を指導いたしておる段階でございまして、近く結論が出る、そしてそれによりまして、いま申し上げたようなことが実行されるというふうに考へております。

○樋上委員 終わります。

○津委員代理 次に兒玉末男君。

○兒玉委員 あとたくさん一般質問者が控えておりますので、答弁者のほうでもひとつ明確に、そして簡潔に御答弁をお願いしたいと思います。

まず、専売公社のほうにお伺いしたいわけでございまして、昭和三十六年度に設定された長期計画が、ここで非常に見通しが誤つたために、今回再び長期計画が提起されております。

この問題は、単に専売公社の労使間の問題でなくして、その背後に、長年専売公社に協力してきたたばこ耕作者の存在ということを見逃すことができません。この点について、先般も当委員会でお伺いしたましたが、特にたばこ耕作者が相当数これから、半ば強制的な減反が行なわれるのじゃないかという不安があるのですが、これに対して、今回の新長期計画の中でどういう対策をとらうとしているのか第一点。

さらに第二点は、公社の責任体制というものが、単に企業性の追求ということだけでなく、社会性、公共性、こういう多面性を持つ公社が、企業性のみに偏重した部分的な課題の提起でなくして、総合的な今後の長期計画というものを提示すべきだと思つておるのですが、それについてどういう考へを持っておるのか。

第三点としましては、今回収納形式を変えて、いままでの技術指導と鑑定の業務というものが一

体であったのが、これが分離をされておる。しかも、収納にしましても、いままでは等級別の収納によって耕作農民の利益が守られたわけだが、新しい方式によって、ばらばらの収納によって、いわゆる価格のダウンを行なうことが十分予想されるし、これは、たばこ価格の引き下げを意図したものと判断されるわけでありすが、少なくともたばこ耕作の技術指導と等級の鑑定業務は不離一体のものであつてしまふべきじゃないかと思うのですが、この点についてどういうふうなお考えをお持ちなのか。

さらに、今回たばこ消費税制度の導入ということが見送りになつたわけでございますけれども、一体公社としては、これをいつから導入しようと考えているのか。現行制度がなぜ悪いのか。たばこ消費税導入の内容というのを見ておりますと、明らかにこれは消費税または国税等のいわゆる税金の先取りではないか。その残りが、いわゆる公社経営における労働者への分配、あるいは手数料または耕作農民に寄附せざる危険性が十分あると思うのですが、それに対してどういう見解をお持ちなのか。

さらに、今回専売公社の考えている長期計画の中におきまして、主産地形成ということがいわれておるようでありすが、今回制定されました農業振興地域整備促進法によりまして、特に平坦地帯におけるたばこの比重はきわめて重要な比重を占めているわけですが、ところが、公社の今度発表されました主産地形成を見ますと、東北関係がパーレー、在来種等の補充原料、中国、裏日本、北陸の一部については新品種の開発による補充原料、それから四国、瀬戸内海、南九州は現在までの品種。これによって結局関東、中部、近畿、四国等におきまして減反の方向をたどらざるを得ない、こういうことが指摘をされておりますが、これらの点について、公社としては、農林省の今回の振興地域整備促進法なり、あるいは現在まで二十年、三十年とたばこ耕作に従事してきた農民の犠牲において、そういうことを強要する危険

性があるのじゃないかと思うのですが、その辺の関連はどういうことになっておるのか、これらの点についてまず御答弁を願いたいと思ひます。

○佐々木説明員 広範な御質問でございますが、最初に御指摘をいただきました長期計画における反別方針と申しますか、生産方針と申しますかをまず申し上げなければならぬと思うのでございすが、御指摘のとおり、四十四年度の耕作反別につきましては、種類別に平均をいたしまして、前年度公示面積に対して今年度公示面積は一〇・九%の減少になつておる次第でございます。

この減反を決定されますまでの間にはいろいろな経緯がございまして、私も当初案といたしましては、もっと減反幅が多くなければ、適正在庫に近づく期間というものが長過ぎるのではないかと、いふふうな見解を申し上げたりした経緯があるわけでございます。しかしながら、その後十アル当たり収量というものをなるべく適正化して、いまのように非常に過剰な状態であることでは、葉たばこの品質も落ちてまいりますので、総体の反別のほかに、収量についても適正化をはかつて、過大な量をとらないようにという方針でもって臨んである次第でございます。長期計画で一律に減反を、何年度幾らというふうにやっていきまことは、事柄の性質上適当でないと私も考えておる次第でございます。年々の作柄には豊凶もございまいし、適正収量が得られる場合もありますと、適正収量よりも多いものが収穫されることもあるかもしれないという問題が起つてきます。そこらの現実の推移を見ながら、耕作反別については決定をすべきものと考えておる次第でございます。

長期的に見ました場合に、日本の農業全体が経済の伸展の間にどのような推移をたどるかというふうな、非常に捕捉しがたいむずかしい問題を含んでおりまして、長期計画の中には、耕作農家の所得を安定しながら、世界の需要に適した良質の葉を生産しようというふうなことで、意欲的な計

画を掲げましたけれども、具体的な肉づけにつきましては、その後検討をいたしておる段階でございます。また、まだ数字的なものとしてお示しすることができないのを遺憾に存じておりますけれども、長期の問題として、五年以上かかりしてもやるべき問題として、現実の処理は長目に考えておる次第でございます。

第二番目に、公社の企業性発揮という問題は、公社のいろいろな施設が立地しております地域、私どものことばで申しますと対境関係と申しておる次第でございますけれども、そこらの地域社会の方々の利害との間にある調整を必要とするという御主張に対しては、私も御指摘のとおりだ、いままでのところ公社は、公社制度という特殊な経済的な企業体系をとっておりますために、それが十分な企業性を発揮していないという批判を受けることがはなはだ多い現状にありますこと、先生御承知のとおりであります。私も政府機関であつても、私企業に劣ることのない、国際的な企業に劣ることのない能力を發揮しなければならぬという意気込みで、いろいろな計画をやつておる次第でございます。もちろん地域社会でございまして、労働組合でございまして、耕作組合でございまして、耕作をされまます関係の方々の利害の調整は、十分に考えなければならぬと思つておる次第でございますけれども、長期計画では、従来の批判に堪がみまして、企業性の十分の發揮というのを特に強調いたしました次第でございます。御指摘のような点につきましては、私もよく調整を考えてまいりたいと思つておる次第でございます。

無結束収納の問題につきましては、やや専門的なことになりましたので、黒田総務理事からお答えさせていただきますと思ひます。

消費税制度の問題につきましてお話があつたのでございますが、私も、公社制度というものを企業的に効率よく運用をいたしまして、経営の責任をはっきりさせるとともに、その経営の自主性

というものもまた発揮できるようにしますためには、現在の納付金制度よりも消費税制度のほうが、より有効ではないかといまも考えておる次第でございます。その実現をいたすべく今国会に法案を提出したいと考えておりましたところ、準備不足のために実現をいたしませんでした。さらに検討を進めまして、この次には御審議を願えるような法案の形で、お願いをしたいと考えている次第でございます。

質問がありましたうちの無結束、ルーブリーフ収納の問題につきましては、担当の黒田理事からお答えをいたしたいと思います。

○黒田説明員 指導と鑑定の分離の問題をまずお答え申し上げます。

鑑定と耕作指導との関係につきましては、従来からも一応分離という形をとつておるわけでございます。御承知かとも思ひますけれども、生産部門を担当しております地方の支局出張所、ここには一般の生産技術員と、それから耕作指導を専門に担当して産地を巡回するセンター技術員、この二つに分かれておるわけでありまして、一般の生産技術員と申しますのは、これは鑑定を担当いたしておりますほか、一つの町とか村とかそういう大きい反別の耕作者の方を対象として、重要な季節に講演会をやるといふ程度の指導、いわゆる間接的な指導はやつておりますが、直接の指導はやつていないわけでありまして、直接の指導は、さつき申しました指導センターの技術員がやつております。こういうことで、これまでも分離してまいつております。

今後の耕作指導を、新しい方向に変えるということをやつておるわけでございますが、これは、最近の農家の技術というものが非常に高度化してきておりますので、単に一人の人間でいるんな部門の知識を深く身につけることができない。したがって、指導センターの技術員をそれぞれ専門別に勉強させまして、ある者は病害虫とか、ある者は土壌肥料とか、ある者は機械、経営という

ような専門教育を受けさせまして、そういう者をセツトにしまして一つの出張所を数人で分担して指導する、こういう体制を今後とりたいというふうに考えているわけでございます。したがって、指導と鑑定の分離というのは、すでにこれまでもやってきておりますし、体制としてはいま申しましたように指導を新しい体制に変えるわけでございますが、指導と鑑定は従来どおり分離していき、かように考えております。

それから、主産地形成の問題でございますが、先ほど先生の御指摘のような方向の主産地というものが考えられると思っております。いま国内でつくっております種類が、大別しまして黄色種、在来種、パーレー種ということになるわけでございますが、在来種、パーレー種につきましては、産地の分布が関東以北が大部分でございます。これは、やはり現在もかなり密度の高い産地が各地にあるわけでございますが、問題は黄色種でございます。黄色種産地は大体西日本が中心でございますが、私も黄色種を使用上から分けまして、香料、いわゆる味、においが中心になる葉っぱ、それから華香料、緩和料、補充料、こういうような分け方をしまして、それぞれの産地をその特徴に応じて、用途別の区分をしておるわけでございます。

これまで、一番りっぱな黄色種が耕作されておりました瀬戸内海の沿岸というものは、御承知のように、非常にいろいろな工業もどんどん盛んになってまいりますし、ほかの有利な作物もあつては幾らもあるというふうなことで、逐次あの辺の面積は減りまして、現在産地というものは、日本のほうに移動しているというふうな状況でございます。

そういうことで、私もいたしましたし、主産地形成ということ、いろいろな意味で国の農業政策の線に沿ったものでございますし、公社といたしましては、経済的に産地を経営するという立場からいいますと、やはり主産地形成というものがどうしても必要じゃないか。そういうよう

なことを考えているわけでございます。そのために、先ほど御心配のように、つくりたい人をどんどんやめさせるというふうなことは、現在考えておりません。それから、ルーズリーフの収納でございますが、これは実は御承知のように、たばこ耕作というものは、十アール当たりの労働力というものが非常にたくさん要るわけでございます。現在のところ、在来種、黄色種全部合わせまして、十アール当たり平均七十人ぐらいの人手が要っているわけでございます。このために、労働力がよけい要りますために、とてもまかない切れぬというところで、廃作される方がかなりあるわけでございます。これを、これまで廃作された耕作の方の理由をいろいろ調べておきますと、まず労働力不足というのが一番多いわけでございます。

そこで、生産費の中身を洗って見ますと、葉たばこを収穫、乾燥しましたあと、調理と申しまして、品質の同じものだけを一緒に集める作業がございますが、この作業に、総労働力の大体二五％というものが投入されているわけでございます。しかもその二五％のうち一〇％が、葉を二、三十枚一緒にしまして、たばこの時間に該当するわけでございます。選別する純粋な作業は一五％、こういうことになっているわけでありまして、たばこが、今後のたばこの十アール当たりの労働力を軽減するといつ一つの行き方としまして、結束作業をやめると、そこで一割労働日数が減るといふことになりまして、私も、これからの農村ではたばこをもっと安定してつくっていただくためには、少しでも労働力が少なくて済むような、いわゆる省力の体系を考えなければいかぬと思っております。

さようなことで、できれば黄色種につきましては、四十五年度から結束しないで収納する、こういう方向で考えたい。在来、パーレー等につきましては、その後において実施していきたい、かように現在のとおり計画いたしております。

○兎玉委員 時間がきわめて短いので、答弁の簡

潔をお願いしますが、その無結束の状態であることによつて、あるいはばらの状態であることによつて、価格はむしろ値下げされるという危惧があるわけですが、その点はどうかということも答えがなかったわけ、これはあとでまとめてお答え願いたい。

次に、農林省と経企庁にお伺いしたいのでございますが、いま公社のほうから説明があったように、主産地の形成が変わってくる。そういったしまつと、やはりいままでの実情から見ても、どううしても減少の方向にあるところの耕作農民というものは、公社の企業性というものに比重がかかる結果どうしても、現在でも東にしましたのが三年分在庫にあるという現況等から考えましても、品種の選択、選別という点等から、やはり耕作農民にしてお寄せがくるということが十分予想されるわけでございますが、主産地形成については、これは当然農林省としても、また園芸局としても、非常に関心、関連が深いと思うのですが、これらの点について、公社当局とはどういうふうな連携をとつてこれからやっていくとするのか。

それから、経企庁にお伺いしたいのでございすけれども、今回の第四次試案による新全国総合開発計画によりまして、現在の拠点主義から、いわゆるブロック別の開発主義にその重点が置きかえられておるわけでございますけれども、たとえば、国鉄の合理化問題にしても、あるいは今回の専売公社の合理化問題にしても、比較の後進地域の中小都市の原料工場等が統合廃止される。そうしますとますます大都市と地方都市との格差が拡大される傾向にあるわけでございますけれども、新総合開発計画との関連において、一体公社当局とはどのような連携をとっておるのか、あわせて御答弁願いたいと思ひます。

○小暮政府委員 たばこの生産改善の問題につきましまして、これまでも農業構造改善事業を実施いたします場合にも、あるいは山村振興といったような事業を実施いたします場合にも、専売公社と私どものほうで十分の連携をとつてやってまい

ております。今後専売公社が、先ほど御説明のございましたような新しい産地の形成をやるということになりますと、当然私どものほうと、従来以上に密接に連携をとつて仕事を進めてまいることになるかと考えております。

○島村説明員 お答えいたします。

過疎の問題につきましては、従前から過疎対策の一環といたしまして、山村の振興であるとかあるいは離島の振興であるとか、豪雪地帯の振興、個別的にはさまざま行なつてまいつております。かなりの成果はおさめつつあり、また、現在進行中の状況でございます。

ただいま全総計画案に関連してお尋ねがございましたので申し上げますと、今度の全総計画の試案におきましては、新しく広域生活圏というようなエリアを設定してまいりたいというふうに考えております。これは、従来の後進地域の個々の町村単位では、どうもうまいまいかというところから、かなり広い地域を設けまして、その中心をなす都市の整備、あるいはその都市に通ずる交通網の整備、さらにそういった生活条件の整備だけでなく、産業面の整備開発もあわせて、それぞれその地域に一体として推進する、そういうこともたまたま考えております。これも、いざれ計画が決定いたしましたら、これを精力的に推進してまいりたい。こういうことの中から、この過疎問題に対処してまいりたいというふうに考えております。

それから次に、農林省やあるいは専売公社との連携をどうしているかという問題でございますが、企画庁といたしまして、一次産業というものは非常に大きな将来のウエイトをかけておるつもりでございます。特に農林省とは常時連携しながら、今回の計画も作成してまいつておるような状況でございます。

○兎玉委員 公社当局にお伺いしたいわけでありまが、先ほど園芸局長は、公社とも緊密な連携をとるといふことを答弁されておりますが、公社側としても、その点十分耕作農民の立場を尊重してやってもらいたい。

次に、先ほど答弁がなかった、バラ収納による価格ダウンというのを考えておるのじゃないかという点と、それから今回計画画されている合理化、先般の黒田説明員の答弁によりますと、廃止予定工場として八カ所がその対象になっている。また、私の居住地である都城におきましても、この工場を設定する時点におきましては、地方自治体としても相当協力をし、しかも、この工場の下請工場のたるをつくっている工場等もあるわけでございますけれども、こういう工場等においても、相当積極的に協力をしておるわけでございます。同時にまた、ここに働く労働者のうち、相当数がたばこ耕作に従事しておるわけでありまして、そういうふうな地方自治体との協力関係に對して、公社側の一方的な理由によって、これがすげなく廃止されるというようなことについては納得できないわけでありまして、いままでも自治体が協力してきたことに對して、どういふふうな対応策をしようとするのか。

また、経企庁からも話がありましたが、やはり公共性、社会性を持って、公社としては企業性のみに比重を置くことなくして、地域開発に貢献したその成果というものは、もう少し角度を変えた立場から評価をすべきではないか。それに対応する対策は、一体どう考えておるのか。

また、先般の私の質問に對する黒田氏の答弁では、いわゆる労使間の労働条件の安定なり、また社会性なりという問題等については、十分組合側と交渉するけれども、その経過によつては、まだどう判断していいかわからないような、きわめてあいまいな答弁しかなされてないわけですから、私も、本日は最高の責任者である副総裁がおいででございますので、これらの点について明確な答弁をいただきますと同時に、何十年の間、少なくとも過去四、五年間の期間においては、三十六年設定された長期計画に基づいて、たばこ耕作農民も相当の犠牲を払いながら、耕作には専売公社の指導に従つて積極的な協力をしておるといふ歴史的過程を、私たちは無視するわけにはいか

ないと思うのですが、これらの点を含めて、副総裁の明確なる御答弁をお願いしたいと思ひます。

○佐々木説明員 初めに御指摘のありました無結束収納、ルーズリーフのままで収納をいたしますことを検討いたしておりますのは、労働力の不足するであろうということに對する対策、労働力を少なくしなければならぬということを目的とする対策でございます。しかしながら、そのような労働を必要とした時代と比べますと、それはコストが下がってくるということとは明らかでございます。しかしながら、私も収入を奪うという見地からやっているつもりではございません。して、労働力の窮乏した状態というものの対処をする措置として準備しなければならぬと思つておる次第でございます。

第二点は、先生の御指摘のありました都城と、特にその地域の方々からの御援助をいただきました。公社のいままでの作業というものが行なわれてきましたことは、御指摘のとおりでございます。ただ、私どものいま遭遇しております問題は、いままでもつづけていたいただきました東乾燥の葉というものが、今後製造工程の変化によりまして、必要でなくなってくるという問題に直面しておるのでございまして、私も、いままでも御協力いただきましたことにつきまして、土地の活用なり労働力の転用なりによりまして御協力を申し上げたいと思つてはおりますけれども、この東乾燥そのものをそのために残すということは、非常に無理でございまして、どうぞ御了解をお願いしたいと思います。

いろいろ現地交渉等におきまして、あるいはなかなか煮詰まらない問題があるかもしれませんが、いずれにしても、しよせんは東乾燥工場としては廃止せざるを得ない情勢になっておりますので、先生の御理解をお願いしたいと思います。

○委員長代理 佐々木三郎君。
○佐々木委員 葉たばこの問題についてお尋ねをいたします。

まず、初めにお伺いしたいのは、香川県におきましては、昨年の七月に台風があたりまして、その災害補償規定による申請者が三千八百三十五人、災害補償金を交付される人が九百五十五人、申請者は全耕作者の三〇％、被交付者は申請者の二〇％、金額は四千四百万円、こういう御報告を一応受けておるのでありますが、その後これに變更があったかどうか、お伺いしたいと思つたので、時間が制限されておりますので、お尋ねしたことで簡単にお願いいたします。

○黒田説明員 いまお示しくださりました数字のとおりでございます。

○佐々委員 実はこの問題につきましては、昨日、私の県では耕作者の間で非常に問題になりました。県会議員の諸君やあるいは耕作者の代表が高松の支局のほうにたびたび陳情をいたしたわけでございます。当時の新聞では、被害はもっと多かった、数億円の被害であるというふうに報告されておるのですが、実際の補償を受ける人間がわずかに九百五十五人で、その金額も四千四百万円というのでは、地元としては少しく納得いたしかねるところでございます。

私は、この専売公社の災害補償規定というものをいろいろ研究させていただいたのですが、普通の農業共済と比べて相当問題があるようです。一つは、大体平年度収納代金の十分の七に達しないときに補償の対象になるということ、それから第二番目には、損害の二分の一の範囲内で補償をするということ、それから第三番目には、全損の場合を除いて一筆ごとがその対象になるということで、これは農業共済と比べて非常に違う点だと思います。

それから、その補償金額の査定であります。農業共済の場合は評価委員が実際の損害を評価をいたすわけですが、それによって補償金ももらえるわけなんです。公社の規定によりますと、平年度の収納代金から災害を受けた年のその収納代金を差し引いたその差額が損害だということ、言うならば、評価委員にかわるものは何かというと、専売

公社の鑑定員が損害額を決定するというものになっておるわけなんです。こういう点が農業共済制度と非常に違う点だと私は思ふのであります。こういう制度について、昨年でございましたが、農業共済一般の中で少しく私の考えを述べたことがあるんですが、この災害補償規定について、現在何かこういうふうな改めたいというふうなお考えを持っておられるかどうか、お聞きをしたいと思ふのです。

○黒田説明員 たばこの災害補償制度につきましては、四十一年の三月に改正いたしました。補償率を若干高めまして現在に至っております。その際、現行になります際に、今後五、六年間を目途として、共済制度に移行することを検討してほしいという条件がついておりますので、私も、耕作組合中央会の方と何回か協議いたしました。将来そういうふうな方向に進みたいということと協議をいたしておりますけれども、いろいろ問題がございまして、耕作者側といたしまして、そういうふうな共済制度に踏み切るといふような熱意はまだ高まっていない、かような現状でございます。

○佐々委員 少なくとも被害の評価の問題について、鑑定員が評価をするという結果になっておるわけですね。これは私はどうかと思つたのです。これはもうきわめて一方的な、官僚的なやり方だと思つたのです。普通の災害でしたら、農業共済でしたら、農民の側から評価委員が出ますが、こういう非常に一方的なやり方について、改善すべきじゃないかと私は思ふのです。これは単に災害の場合だけに限らず、鑑定そのものについても、やはり耕作者側から代表者を出して等級をきめよという意見があるのですが、この点についてはいかがでございましょう。少なくとも災害の場合についてはいかがでございましょう。

○黒田説明員 たばこは、御承知のように葉の品質というものが非常に重要な要素になっておりますために、ほかの作物に比べまして、品質差による価格差が非常に多いわけでございます。現行の等

級を見ましても、黄色種の場合でございますと、一番上の等級が下の等級の大体七倍余りというように値段になっております。そういうふうな品質差が非常にあるということでございますので、単に立ち毛を見ましても品質がわかりませんので、いまの時点で十アール当たり何万円ぐらいになるであろうという予測は、非常に立てがたいわけでございます。その上また、収穫しまして乾燥という作業があるわけでございますが、乾燥の操作が適当でございませんと、また品質が落ちるといふようなことで、収穫前に、一体収量はどれぐらいであろうという見通しはつくわけでございますけれども、それに品質をかけた上で、十アール当たりの代金が幾らになるであろうという、そういうことを推定しますのは非常にむずかしいわけで、むしろできないのじゃないか、かように感じております。

現在のたばこの災害補償は、先ほど先生の御指摘のように、過去三年の耕作者の方の実績をもとにしまして、それに対して、三割以上法定災害によって被害があった場合に補償しているわけでございますが、それらを結果的に見まして、葉たばこは全部公社が買うわけでございますので、個人のその年の実績というものが非常に正確にわかっていくわけでございます。したがって、葉たばこの場合は、収穫の前にはっきりした収穫の推定がつかぬといえますならば、やはり一番確実な取納実績をもとにしまして補償金をお払いしたほうが、最も公平なやり方ではないか、かように考えております。

それから、鑑定の問題でございますが、鑑定は御承知のように、現在公社の職員がやっておりますが、これは一つの標準というものを基準にしまして、二人の鑑定員がそれぞれ独自の立場で独立して等級を判断しまして、それが一致した場合に初めて等級が決定するということになっております。そういうことでございしますが、私ももといたしまして、鑑定で何等に落ちるかということ、耕作者の方の収入にすぐ直結しているわけ

でございますので、鑑定自身は必ず公平でなければいかぬ、正確でなければいかぬということで、常に指導はやっているわけでございます。

民間から耕作者代表を鑑定に加えたかどうかというお話でございますが、現在のところ、耕作者の方は自分のたばこはよく御承知でございまして、うけれども、いろんなタイプのたばこというようなもの、なかなか御承知になっておりません。私も公社の鑑定員は、全国のあらゆるたばこにつきまして、また産地の違ういろんなタイプのたばこにつきまして、実地訓練をやっているわけでございます。

〔添委員長代理退席、三ツ林委員長代理着席〕
そういう訓練を経て初めて鑑定が可能となっております。耕作者の代表の方を鑑定に加えるということは、あまりにも問題が大きいので、現在のところ考えておりません。

○佐々委員 この問題は、そういう耕作者を加えてもらいたいという要求があるわけですが、だから、いま御答弁をいただきましたが、やはり今後検討していただきたいと思うのです。

それとあわせて、一べん等級がきめられたら、あとそれでも最終決定になるのか、あるいは何らかの苦情処理的なものがあるのか、この点はいかがでしょうか。

○黒田説明員 再鑑定の制度があります。等級に不服があらうときは申し出ていただいて、再鑑定の制度がございします。

○佐々委員 それを、やはり民主的に気やすく、そういう再鑑定の要求ができるように、ひとつ運営をさせていただきたいと思うのです。

それから、この被害の問題についてもう一つ私が申し上げたいのは、実は昨年の七月に香川県は台風で襲われたのですが、ちょうどたばこの収穫直前で、耕作者としてはもうこれで収穫していいだろう、もう熟しているというのでやろうとしたところを、まだ早いから待てということを公社から通達してきた。その直後に台風が来たわけですから、そのために非常に被害を受けたんです。そ

ういうわけですから、耕作組合にしても、こういう特別な事情だから何とかしてくれというので、県の専売局のほうへ陳情したのです。私はこういう場合には、公社側もこれは悪意でやったことではありませぬけれども、農民が収穫しようとしたときにやっておいたら、そういう被害を受けなかったという点があるのですから、やはり規定だけのことをするというのではなしに、何らかの見舞い金というものをそこに別につけるとか、等級の査定にあたって手心を加えるとかいうようなことが行なわれていいんじゃないかと私は思うのですが、そういうことが行なわれたかどうか、先ほどの金額なんかにつきまして、これをお伺いしたいと思うのです。

○黒田説明員 特別のことは行なっておりません。ただ、現地からの報告によりますと、七月中旬に、未熟葉をとらずに完熟葉をとってほしいという指導を、宣伝車を出しまして各出張所で行なったわけでありまして、台風が参りましたのが二十八日でございまして、そういう未熟葉をとるなという指導が終ったのが十九日でございまして、約九日目に台風がやってきた。したがって、台風が来ることはその四、五日前からわかっておりまして、公社といたしましては台風対策といたしまして、その直前に指導もしておいたわけでございます。とるなということがあった直後台風が来たわけでございますので、その辺御了解願いたいと思います。

○佐々委員 その点、地元の話をあなたのほうの言い分とは食い違っております。おりますが、この問題は私も現地の実情をもう少し調べまして、後日またお伺いしたいと思っております。ただ、あなたはさっき一週間余り後だ、こう言われたが、そうしたら、その直後にこういう事態が起こった場合だったら、あなたはもうどうするのですか。

○黒田説明員 現在、台風の子報はすいぶん早くからわかっておりますので、直後ということはないと思います。もしそういう場合ですと、台風の対策ということをもっと先に指導いたします。

○佐々委員 台風の対策ということをやろうとしても、たとえばその直後、あなたの方がそういうことを通達をした翌日でなくとも、翌々日とかいうようなときに、こういう事態が起こった場合にどういうふうにしますか。やはり規定以外に、見舞い金を出すとかいうようなことをなさいますか。

○黒田説明員 そういうことは、規則ではできないことになっております。

○佐々委員 あなたの方のほうにも責任が、悪意でなく善意でやったにしろ、それが被害を受ける原因の一部をなしたということであつても、しないというわけですか。見舞い金を出さないというわけですか。

○黒田説明員 非常にむずかしい問題でございますが、私もやはり一番いいたばこをつくっていただきたいということで、香川県の水田産地は非常にいい産地でございまして、従来未熟葉を採取しまして、そのために公社としても原料としてあまり適当でない、また産地の方も、未熟なために等級が落ちてしまつて、取得金が減る、こういうことがございまして、基本的には、とにかく収穫をできるだけ早くして完熟葉をとっていただく、こういう指導をしたわけでございます。基本的には、そういうのが葉たばこづくりとして適当だと思っておりますので、指導として間違っているとは思いませんが、たまたまこととしてはそのあとに台風が来たということで、公社の指導が結局災いしたのじゃないか、こういうことがあるわけでございます。

私は、現実問題として、二、三日前にそういう指導をして、それから風が来た、そういうことは、先ほど申しましたように予報というものがございしますので、起ころぬのじゃないかというふうなことを考えておりますが、かりにそういうことがありまして、これは農作物としまして、やはりお天気の影響というものを強く受けるものでございしますので、私ももといたしまして、そこまで補償を出すとか、そういうことは現在までやっていないわ

けでございます。

○佐々木委員 この問題だけで時間をとるわけにはいきませんから、これはこれだけにしておきまして、次へ進みます。

先般、減反の問題につきましてわが党の児玉委員、それから神田委員からの質問に対して、こういうような答弁を公社はしております。それは、バレー種については、四十三年度の検査面積を公示面積にする、それから黄色種については、四十三年度の検査面積の七・七％を公示面積にする、この七・七％は過去三年間の自然減反率である、こういう答弁をしておりますが、間違いありませんか。

○佐々木説明員 そのとおりでございます。ただ、最後の黄色種につきましては、自然に廃作される人と耕地面積を縮小される人との面積の合計のバレーセンテージでございます。

○佐々木委員 そこで、さらにこういう意味のことを答弁しておられるのです。したがって継続の意思のある人には迷惑はかけない、かからないはずだという御答弁をしておりますね。いかがでございますか。

○佐々木説明員 そういう方針で実施したわけでございます。

○佐々木委員 そこで、私が特に重大に思いますのは、農民が自主的に減反したのであって、その自主的な減反の範囲であつた方は規制減反をやるのだから、農民には迷惑はかけない、こういうものの考え方について私はお尋ねをしたいと思うのです。

というのは、問題は、それならばなぜ農民が自主的に減反をするか、農民が減反に追い込まれて、おると私は思うのです。農民を減反に追い込みながら、しかも、農民が減反するのだから、その範囲で規制減反をやるのだから、農民に迷惑はかけない、こういう言い方というものは、私はどうも納得できないですね、公社のものの考え方。あなたはそういう行き方であれば、農民には迷惑はかけないというふうに思われるのですか。

○佐々木説明員 前に説明いたしましたことのとばつかに問題があつたかと思ひますけれども、私も、私どもが申し上げたような思想で減反をやりましたのは、現実問題として葉たばこに過剰在庫があり、これを適正化しなければならぬという問題の解決に迫られておりますときに、最も摩擦の少ない方法として、従来の廃作なり減反なりの実績の数字を採用させていただきましてということでございます。説得も要りましたような経過もあつたわけでございますから、私ども、全然迷惑はかけないというふうに楽観しておるわけではないわけでありませう。

○佐々木委員 私は、農民が自主的に自分から減反をする、たばこ耕作をやめるとする原因につきましては、二つの原因があると思うのです。一つは、やはりたばこの価格の問題、それからいま一つの問題は、労働力がだんだん不足していつていく問題、しかも、その労働が非常に過酷な労働であるということですね。この二つのために、だんだん農民がたばこ耕作から離れていくというようになつておると思うのです。

そういういたしますと、これは迷惑をかけない、迷惑がかからないというふうに見えるべきものじゃない。やはり労働力の不足あるいはまた価格がどうしても足りない、たばこをやるよりはほかにもっといいことがあると、たばこを捨てるわけなんですから、これは数十年の間たばこをつくつておる人にとっては、つくれるものならつくつていい。それを、そういうような条件のためにたばこから離れていくのですから、あなた方が規制減反をする前に、すでに農民に対して非常な迷惑をかけておるといふことを、公社としては考えてもらわなくちゃならぬと私は思うのです。

それで、なるほどたばこというのは、たとえほかの米なんかに比べますと、反当たり収益が非常によろしい。よろしいけれども、一日あたりの労働報酬なんかを見ますと、農林省の調査では米の三分の一、公社の調査ではこれは二分の一というふうになつております。しかし、いづれにしても、これは二分の一ないし三分の一ぐらいいし労働報酬がないわけなんです。これがすなわち低価格ということになるのですが、こういうような条件のもとで、たばこ農家というものは現在耕作をしておるわけですか。

も、これは二分の一ないし三分の一ぐらいいし労働報酬がないわけなんです。これがすなわち低価格ということになるのですが、こういうような条件のもとで、たばこ農家というものは現在耕作をしておるわけですか。

ことしのたばこの価格を見ますと、諮問案よりは上がりました。上がりましたが四・六％です。これは、言うなら現在の物価、労賃の値上よりより低い値上がり率なんです。なぜこういうようなこととことしの値段がきまつたかということ。私は、こういうようなことがたばこから離れざるを得ない原因だと思つて、まず第一に、この理由についてお聞きをしたいと思つて、時間が非常に制限されておりますので、簡単にひとつお願いしたいと思ひます。

○黒田説明員 現在の価格算定方式と申しますのは、一応生産費を補償するという形式をとっております。過去三年間の生産費をとりまして、それを価格決定年次の実態に即するように修正いたしまして、それを補償するという形でいまの価格算定方式がきまつておるわけでございます。ことしの四・六％という引き上げ率も、大体その線に沿ひまして計算をして、耕作審議会でお申す得た数字でございます。

物価、労賃がもつと上がつていけるのに、上がる率が低いじゃないかという御指摘でございますが、生産性の向上というふうなものも一面にございまして、そういうものも差し引きいろいろ計算いたしまして、その結果が四・六、こういう数字でございます。

○佐々木委員 あなたは、ことしの値上がり率がこの程度にとどまつたという理由を言われたわけなんですけれども、私は、これはいろいろの点から言いたいことがあるのですが、全部言い尽くすということは、きょうはとて不可能ですから、簡単に私の意見を申し上げてみたいのです。

家族労働の点ですね。家族労働の評価の問題ですが、現在たばこの場合は、調理のうちの選別と乾燥の一部、これだけを五人規模以上の製造工場

の労働賃金として評価しているのです。酪農の場合は、これは飼育労働全般について五人規模以上でやっております。米の場合は、生産費・所得補償方式、これは言うまでもないことです。たばこの調理のうちの選別、乾燥の一部だけを五人規模以上で評価する、こういう評価のしかたをしたことによって、これは一、二年前にこういうことになつたわけですが、大抵どのくらい生産費の値上がりに寄与があつたのですか、何％くらい上がつておりますか、こういうやり方をしたのでない。

○黒田説明員 ちょっと正確な計算はできませんが、二％程度くらいは上がつておると思ひます。

○佐々木委員 ごくわずかなんですね。私は、たばこ労働というのは、もうピンからキリまで、苗床へ植えてから乾燥して結束して、自分で等級まで選別して、それで公社のほうへ納めるといふところまで、これは非常に熟練を要する労働なんです。だから、これは全労働を少なくとも五人規模以上の製造工場の労働で評価してしるべきものだと私は考えておるのです。これが一点。

それから、先ほど生産性が向上したために労賃の値上がりにそれが影響した、すなわち、労働力が少なくて済むようになったから、こういうふうになつたわけですが、これもいつもよく言われることなんですけれども、生産性が向上したから賃金が下がるということでは、農民の生産意欲を刺激することにはならぬと思つて、いろいろな機械を買うのは、自分のお金で機械を買うのです。自分のお金で機械を買つて、そして生産性が上がる。機械に出すお金というのは、農家の負担としてはいたしたものでないです。政府が買つてくれるならいい。自分で買つて機械を入れて、それで労働力が要らなくなつたから、たばこの値段が下がるんだというふうなことは、これは私はやり方としてはいふんひどいと思つて、これは私

で、こういうような機械などの償却とかいうような問題については、もちろんこれは償却費を見ていると思ひますが、現在、買った機械がすぐむ

だになって、また新しい機械を買わされるという
ような場合がよくあるのですが、そういうような
ときには、これは必要経費として計算しておりま
すか。

○黒田説明員 機械の償却費は、当然生産費調査
で見えております。それから生産性向上の分は、全
部価格の引き下げに使用のごさいませんで、こ
の価格をきめました場合は、生産性向上分の
六〇%を生産者に還元しまして、四〇%の分だけ
価格面に使った、こういうようなことになってお
ります。

それから、いろいろな農機具等につきまして
は、便利なものがあると出てくるわけでごさい
ますけれども、公社といたしましては、便利なもの
ができたからぜひ買え、こういうような指導は
いたしていいわけでごさいまして、先ほど先生
がおっしゃいましたように、未償却なままの農機
具を捨てて、新しいものを使うというような場合
には、これはやはり耕作農家として、そのほうが
全体として得だという御判断の上で、そういうこ
とをされていくと思うのであります。公社として
強制的に、こういうようなものを買えんというよ
うなことは一切いたしておりません。

○佐々委員 公社としてはあるいはそうかし
れませんが、耕作組合とか何か、機械、
肥料、こういうようなもののあつせんをやってお
りますから、やはり自然に古い機械から新しい機
械へという方向へ誘導される場合が非常に
多いと思うのです。そういうようなむだがずいぶ
んできておるように私は見受けておるので
す。これはやはりあなたのほうで、公社として今
後見るべきだと思うのです。

それから、いまの合理化によって労賃が下がる
という問題についての御回答が、私ちょっとはっ
きりしないのですが、やはりそれでいいというわ
けなんですか。合理化して機械化していった、そ
して労働力が少なくなったから値が下がるという
のはやむを得ぬ、こういう考え方で買われるので
すか。

○黒田説明員 価格につきましては、やはりそう
いう合理化によりまして、毎年約六%ずつ労働時
間が短くなっているわけでごさいますけれども、
そういう減った時間につきましては、やはり生産
性の向上になるわけでごさいますので、その場合
は、先ほど申しましたように、過半を生産者側に
還元し、半分以上を公社で値下げに使う、こうい
うようなことで耕作農家の答申も出ておりまし
て、私も、いまのところその算定方式をとって
おるわけでごさいます。

○佐々委員 黄色種の価格についてちょっとお伺
いしたいのですが、黄色種は全国的に六三%、私
のほうの香川県では九三%で、その中で第一の黄
色種が八五%なんです。ところが、この第一黄色
種がわずかに二・五%しか値上がりになっておら
ぬのです。これは平均が四・六%であるのに、
一体なぜ黄色種、特に第一黄色種がこういうこと
になるのか、ちょっとお聞きしたいのです。これ
はもちろん平均ですがね。

○佐々木説明員 第一黄色種の前年度価格に対す
る値上がり率は二・一%だと私、存じます。これ
は、黄色種全体といたしまして過剰在庫をかかえ
ており、標準に対して約八カ月分多いことに現況
なっております。かつまた、耕作農家の
耕作意欲等を調べますという、パーレー種や在
来種につきましては、かなり耕作意欲が弱まって
いることも見受けられますけれども、黄色種にお
きましては、そのままだとおきましては、
なお非常に耕作をしたいという意欲が強いように
見受けられます。そこら辺を勘案いたしまして、
適正在庫に近づけるために、価格上引き上げを抑
制したわけでごさいます。

○佐々委員 私は、いまのあなたの答弁を聞いて
非常に感ずるのです。あとからお尋ねしようと
思ったのだが、時間がないのでここでお尋ねしま
すが、要するに、等級間の格差が非常に大きいと
ころに問題があるのです。優等と六等と比較す
ると六分の一か七分の一というのです。そうい
うようなことになったり、あるいは黄色種の値が

上がらぬということの理由は何かという、結
局、輸入状況であるとか生産状況であるとか、耕
作者のそのたばこをつくりたがるかつくりたがら
ぬかというようなこととか、そういうことで値段
がきめられ、あるいは等級間の格差をこういうふ
うに広げるといふ考え方で価格をきめておる。私
は物の価格というものは、これは労働の価値に
よって、それをこしらえた労働力によって価値を
きめられるのが当然だと思う。

ところが、あなた方は投ぜられた労働を見ず
に、需要の側だけからきめる。それは需要供給に
よってきまるのは、専売品でないような普通の自
由商品ならいい。少なくともたばこのような専売
品で、よそに売ったら処罰されるというようなもの
のについては、これはやはりその労働というものを
中心にして、それを対象として価格をきめると
いう行き方でなくちゃいかぬと私は思うのです
が、これはどうですか。あなたの方の考え方という
ものは、まるでそうじゃないですね。あまりに官
僚的で、これはつくってもいいとくはないのだから
値段を下げるのだというように、そういう行き方
では、つくっておる人間、特に専売品をつくって
おる人間というのはかなわぬですよ。よそに売れ
ないのですから。どうですか。

○佐々木説明員 生産費を償い得るような価格を
きめなければならぬという意味におきましては、
先生の御主張の趣旨も多分に反映しておると思
う次第でありますけれども、専売制度下におきまし
ても、需要の変動に基づきまして、在庫が適正量
を越えたりいろいろなことが起こるわけでごさい
ます。そういうものを適正化するといふ必要を無
視して、増産を刺激するような価格を定めるわけ
にも、またまいらぬ次第ではないかと考えて措置
したわけでごさいます。

○佐々委員 納得できませんけれども、もう時間
がありませんから言いません。私は、それはあま
りに官僚的なやり方だと思ひます。やはり農民が
その作物に投ずる労働力というものを、適正に評
価して価格をきめなければならぬと思うのです。

これは特に乱暴なやり方だと思ひます。これはつ
くらせてやるという考え方ですね。
それから輸入の問題。いろいろ聞きたいことが
あるが、私は一点にしばって聞きたいと思うので
す。ここ数年間の輸入の実績と輸入見込みを見ま
すと、四十一年度二万六千トン、四十二年度二万
七千トン、四十三年度見込みが三万一千トン、四
十四年度が三万八千トン、これは計画です。こう
いうふうになっておるようですが、このとおりで
ありますか。

○佐々木説明員 いままでの輸入実績は、四十三
年度は到着ベースにいたしまして約三万二千ト
ン、正確には三万一千九百九十四トンでごさいま
す。四十二年度が二万七千トン、四十一年度が二
万五千トンでごさいました。四十四年度の予算で
計画しておりますのは、三万八千六百四十一トン
でごさいます。

○佐々委員 ずいぶん輸入がふえるんですね。国
内では減反政策をやりながら輸入をふやすという
問題、これはあなたの方の言わんとするところはわ
かっておりますけれども、その説明を聞いておる
とまた時間がかかりますから聞きません。しか
し、御説明に納得しておるというわけではないの
です。

ただ、ここにあなたのほうが出した「長期経営
計画会議の検討状況について」というマル秘の資
料を持っておる。この内容は実に種々かでない
内容だと思ひます。これを見たら農民は、たば
こ耕作農家は憤激する。これについて二点ほどお
聞きして終わりたいと思うのです。

この中の「原料対策」というところの初めに、
こういうことを書いてある。「農業構造変化の長
期的展望と国際競争力培養の見地から、国産業に
対する基本的態度を明らかにするとともに、農業
依存からの脱却を目指して、合成たばこ等技術開
発の体制をととのえる。」こういうふう書いて
あるのですが、「国産業に対する基本的態度」と
いうのは一体どういうことかということ。それ
から、「農業依存からの脱却を目指して、合成た

ば「等技術開発」というのはどういうことかというのをまず聞きたいと思うのです。あとでこれに関連してまだ聞きますけれども、これだけについてちょっと答えてください。

○佐々木説明員 長期経営計画におきましては、御指摘になりました国産葉たばこ生産に関する基本的態度といたしましては、日本の気象、土壌条件に適したものを、耕作農家の経営が、たばこ別による収入と均衡を失わないような形で収穫できる方法を追求しようと考えておる次第でございます。

第二番目につきましては、これは非常に先の問題でございます。各国がまだ実験室、研究所で考へておるものでございすけれども、近來、ニコチンでありますとかタールでありますとかの含有量の多いものは、健康に非常の影響があるというふうな論じられておりますので、そういうふうな難点から脱却するために、新たな方法がないかという追求がいろいろなされております。その中に、たばこ以外のものを使用した合成たばこみたいなものが出ておるわけですが、現実にはありますものは、燃やしましてまだきなくさいと申しますか、とても使えるようなものではないと申すけれども、将来のことを考えるならば、そのような世界的趨勢に対してもおくれないうちに、研究を続けていこうという体制でございます。

○佐々委員 この七ページに、五十三年度の外葉購買所要量は、原料総所要量の四割を輸入、そういうことを書いてある。数量としては十一万一千トン。昭和四十二年度は二万七千トンです。それから、約五倍ですね。今後約五倍の外葉を輸入するという計画を持っておるのですか。これは、特に国内における減反政策と関連しておきたい。この問題について、いままでも質問した方がありますが、あなたの方ではいかげんな答弁をなさっておった。私、個人的に聞いた場合、それは知らないというようにも言っておりました。しかし、このあなたの方が出した書類の中に

はつきり書いてあるんですからね。明確な答弁をしていただきたい。

○佐々木説明員 去年の夏以来、公社企業をどう改革したらいいかということで、若い連中がたいへん勉強してくれまして、その中の資料をお持ちになっておるんだらうと思いますが、その出した結論を私は不採用にいたしましたので、それではだめだということにいたしましたので、それはひとつお忘れ願いたいと思います。

○佐々委員 しかし、マル秘という判まで押しているんですから、これは忘れるわけにはいかぬのですよ。この七ページにこう書いてある。「外葉購買による国産葉価格のけん制」という文字がある。「けん制」という文字は、外国葉を買って国産葉を抑えるということですね。こういうようなもののいい方は、ずいぶん農民をばかにした、耕作農家をばかにしたいいい方じゃないですか。こういう考え方を持っておるのですか。外葉で国内葉を抑えるんだというような考え方を、これは書いてあるんです。

○佐々木説明員 先生にもぜひ御了解願いたいのであります。外へ出すべきものでないという意味で、マル秘というふうにいたしたわけでございます。したがって、公表するようなものとして準備をしておりませんでして、上のほうの段階のスクリーンを得ていないものでございます。

○佐々委員 しかし、こういうような計画を持っておりますから、こういうものをつくったから、四割外葉輸入というようにすることが一般に広がっておるのです。こういう証拠があるのです。火元はあなたの方なんです。しかし、こういう考えを持っておるということは、私は問題だと思ふんです。こういう考え方が、どうせ安い外葉を入れたらいいんだ、国内のたばこ生産農家というものは押えて、そうして減反させたらいいじゃないか、こういう考え方がこれにはつきりあらわれていて私は思うから問題にするんです。これは、こういう考え方はいかないんですか。こういう考え方はやりませんということを言うんですか。

すか。

○佐々木説明員 いろいろ検討グループから、そのような考え方が一時出ましたことは私は否定はいたしません。しかし、これは公社の考えとして採用したわけでもないというのをはつきり申し上げておきます。それで御了承願いたいと思います。

○佐々委員 それなら、いまのいわゆるたばこの価格の問題、もっと農家がたばこの耕作を放棄しないような価格政策、それから、いまやっている減反政策というものについても反省を加えてほしい。あなたの方は国内の葉たばこがだんだん減つても、耕作者が減つても、外国からこういうふうに入ってくるという将来の計画を持っておる。そういうことはやらないで、もっと国内の葉たばこ生産者を保護すべきだと思ふんですが、どうですか。

○佐々木説明員 私どもは、いま先生が持っておられます、そのような考え方に對する批判といたしましては、そんなに輸入を急増させて、ほんとうに現物の獲得ができるかどうかという問題がまづあるわけでございます。検討した連中は、現状における耕作状況から割り出した、こういう話でありますけれども、これからの各国のたばこ耕作といふものが、現状どおり続くと想定することはおかしくないか。現にアメリカ等では、種類が少しずつ変わっていくような感じがいたします。値段がじりじり上がってまいります。そのような状況を見ますと、国産を急激に減らすということとは、一体われわれが獲得する原料葉たばこの価格は下げることになるかという問題があるではないかという反省から、私ども、そのお持ちになつております資料では、何も特別の手を加えないで自然の推移にまかせておいた場合において、かなり国産の減産が起きているのではないかと、う考えから出たものと解釈しておるのでございすけれども、そのようなことでは済まぬのではないかと。農家所得といふものを一方には考慮する、一方には国際的な競争といふものを考えながら

なりの程度の国産の確保ということを考えていかなければならぬのではないかと感じを持しましたので、先生は最終の長期計画をお持ちだろと思ひますけれども、それには、先生が御引用になりましたものを削ってしまったわけでございます。

○佐々委員 最後に、一問だけで終わりますが、これは政務次官にも御答弁をお願いしたいのですが、耕作面積が八万六千ヘクタール、農家戸数が二十九万戸、生産量は二十一万トン、農家の収入が一十億円、これが現在の日本におけるたばこ農業の現況です。そして、これによる国家の財政収入といふのが、自民党団体が収納しておるたばこ消費税が二千四百六十一億円、専売公社で納めておる専売納付金が二千三百四億円、合計しますと四千七百六十五億円という財政収入を政府はたばこから受けておる。米の場合には三千億円の食糧赤字繰り入れをやっておるわけですね。そうすると、たばこ米とを比較しました場合に、たばこの場合は、農民がつくった生産物を対象として実に五千億近い収益をあげておるのです。そして農民の得るものは幾分かといったら一千億ですね。五分の一。五八分の四を国、府県が取つて、つくておる農家に一千億しか、五分の一しか渡しておらないですね。こういうような実態を見ると、私は、たばこ耕作農家に對してもう少しあたたいやり方をしつていいのじゃないか。いまの公社のやり方を見ると、ただいまのこの書類に、はつきり露骨に公社の意図があらわれておると思ひます。どういふ意図かという、結局、たばこ耕作農家を徴税の手段としか考へておらない。農業としてのたばこ、そういう見方というものが全く希薄だと私は思ふのです。これは、たばこ専売制度の歴史を考えれば、徴税の手段として考へられたといふことはもう明らかですから、公社がそういう気持ちを持っておるということは言うまでもないと思ふのです。

しかし、政務次官にお尋ねしたいのですが、こういうふうなたばこ農家というのはいずれいふた

旬の大消費地域の卸売市場における価格が、平均四十円台という近年にないものになりました。

全体として水準が低かったという点につきましても、何と申しましても比較されます前年である四十二年産のミカンが、比較的干ばつ等の自然災害を受けましてとれ高が少なかったという点で、かなり価格も高騰しましたが、そういったものの比較で見ますと、四十三年産のものは、何と全体として四割近い増になっておる。前の年が低かったということと比べて四割増でございまして、趨勢線の上にこれを一応落としてみるという形で見ますと、必ずしもそれほど極端な増ではございませぬけれども、前年に比べて四割ふえたというところが、全体の水準を下げたことは間違いないと思います。

しかし、その問題と十二月中旬の、それにしては、ひどい四十円台の価格の問題とは、やや問題が別になると思いますが、出荷調整の努力において、残念ながら結果的にある程度足らざるどころがあったのではないかと。今後出荷調整の面に、さらに特段の努力をすべき一つの苦い経験になったというふうな思っております。一月、二月と逐次相場は上向きまして、むしろ二月の下旬から三月に参りますと、国内の加工用のミカンの原料が、地帯によってはむしろ枯渇する、かなり値段が高くなるというふうな状況がございまして、全体としては、しり上がりに相場は推移しましたけれども、なお現在、四十三年産全体としての程度のものになったかということについては、鋭意調査中でございます。

○工藤委員 特にその中で、具体的に、さしあたって改善できるいろいろな対策というものも確かにあるかと思ひます。御指摘のように、一昨年は干害でありまして生産量が少なかった。したがって、昨年は急激に伸びたような形になりましたので、全体的な需要とそれから供給の関係が急激に伸びた、傾向としてはそんなに大幅には伸びていないこととありますけれども、そういう点が確かにあったかと思ひます。

ただし、問題は、それではこの販売の部分等において、もっとも改善することによって小売りの価格というものが押えられなかったかどうか。生産者価格は四十円に落ちておりますけれども、東京における卸価格それから小売価格の傾向を見た場合に、一体それは生産者の価格のようにならざるを得ないか、その点について、農林省の把握している範囲で発表していただきたいと思ひます。

○小暮政府委員 ミカンに限りませず小売り段階には、御承知のように、別途大都市における交通事情あるいは労働力事情といったような、末端小売価格を押し上げる要因が現実にはございまして、それらの要素が反映いたしまして、御指摘のように、必ずしも卸売価格の下落と全く同じような形で小売りが下がるといふふうになっておりませぬことは事実でございます。しかし、ミカンの場合に、昨年の暮れからことしの一月にかけての姿勢は、かなりの確に小売価格にも反映しております。

○工藤委員 特に、十二月における下落の段階で、なぜ対策を講ぜられなかったのか。特に、これは加工部門との関係において、そういう措置が当然考えられるべきものではなかったか。どうかというふうに思ひますが、その点についてお考えをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○小暮政府委員 生鮮食品の問題でございますので、十二月の中旬の神戸市場の価格、これは、もちろんきわめて迅速に役所として把握できるわけでございますが、これにつきまして、行政ベースで直接十二月中旬に具体的な手を打つというところは、残念ながらできません。しかし、ミカンの出荷を主たるねらいとしております生産者の組織がございまして、これらの組織と園芸当局と十分なる連絡のもとに、市場関係者とも打ち合わせながら、かなりの密度で、出荷調整の努力をいたした事実であります。それから加工原料の面で、先ほど私もちょっと触れましたけれども、かん詰め企業もやはり一つ

の企業でございまして、かなり前広に、原料の手配についての計画を生産者の団体とやっておりますが、これまた一、二週間の間に、小回りのきくような形に実はならないのであります。しかし、この点は輸出ミカンかん詰めの原料供給体制のよりに、日ごろ地元とかなり密接な連絡をとって、話し合いの場のできておる組織もございまして、これらのものを活用して、一月以降できるだけ加工のほうに回すような努力はいたしました。

○工藤委員 これは後ほど、これからの具体的な対策の中でさらに聞き取りたいと思ひますが、昨年の気象条件とかいろいろ条件によりまして、昨年のように非常に腐敗が多かったというふうなことから、たいへんな問題が発生しております。したがって、これは加工なりあるいは貯蔵といった非常な大きな見地からの問題としてとらえなければならぬというところは当然だと思ひます。その点については、後ほど具体的な、これからの政策をどう打ち出していかうかという問題についてはお聞きをいたしたいと思ひます。

ただ問題は、そういう具体的な当面の幾つかの問題と同時に、私はもっと根本的な問題として、ミカンの生産と需要の関係について、農林省が現在まで進めてまいりました果樹農業振興特別措置法に基づいた年次計画を、すでに過去三回にわたって発表しておるようでありまして、その内容を見ますと、五年計画を出し、三年目にそれがこわれ、第二回目も同じく三年目にこわれて、次の五年計画を出し、それも三年目にこわれるというふうなことが出ておるようでありまして、その生産の飛躍的な、言いかえしますと新植が非常に急激に伸びたという点。これは、農林省自身が選択的拡大の大きな柱として打ち出した、そのことに農民自身が非常に積極的に取り組んだということになると私は思ひますが、その計画の進み具合について、一体農林省はどう考えているのか、この点をひとつ基本的にお伺いしたいと思ひます。

○小暮政府委員 果樹振法に基づきまして、果樹の新植について一つの指針を示すというのをやっております。しかし、自由経済のもとでございまして、いわゆる経済計画ではございません。その点は、ひとつあらかじめお含み願ひたいと思ひます。

四十三年の三月に、果樹振法に基づきまして果樹農業振興基本方針を公表いたしました。その際、公表文につけました事務次官の依命通達でも、かなり詳細に、樹種ごとに考え方を明示いたしておったはずでございますが、問題の温州ミカンにつきましては、この四十二年三月の基本方針の策定当時の状況を申し上げますと、直近数年間の平均の新植面積が年一万余ヘクタールであったという事実をまず指摘いたしました。別途農林省が試算いたしました五十一一年のミカンの需要、それに対応した望ましい植栽の姿というものをから見ますと、年率一万余ヘクタールの新植はやはり植え過ぎである。したがって、当初の五カ年間は年平均六千ヘクタールにするのが適切ではないか。しかも、その先の後期五年間は、これをさらに半減して、年三千ヘクタール程度にするのが適切ではないかというところを実は申し上げておるわけです。ただ、この方針を公表いたしましたあとの二カ年の実績を見てまいりますと、新植の面積がやや減ったとはいえず、いづれもおおむね一万余ヘクタールでございます。したがって、前期五年間に年六千ヘクタールとして約三万余ヘクタール程度の新植にするのが適当であらうと発表したわけですが、その最初の二カ年で、五年分の見込みの三分の二を植えてしまったというのが実態でございまして、したがって、今後は後期五カ年で予定した年率三千ヘクタールというものを、むしろ本年からこれを念頭に置いてやらなければならぬだろうというふうに考えております。

この点につきましては、昨年の十二月に、新しい年の各地域での具体的な予算の配分あるいは事業計画の推進等を行なうにあたって、この問題を十分意識するようにということで、畜産園芸局長

名で地方農政局並びに地方農政局を通じて関係各県に、私から通達いたしてございます。

○工藤委員 いまの御説明のように、一番新しい四十二年から始まりました計画によりまして、目標達成率が二年間ですでに全国平均七八%、極端な県ではすでに九二%あるいは八九%と、こういうような地帯が出ています。これは相当な新植面積でありますから、これが本格的な生産の軌道に乗る段階においては、たいへん重大な問題が起こってくるのだらうと思うわけですが、いまお話しのように、前半の年度において六千ヘクタールというのが一万一千から一万二千という、大体倍以上の新植率が出てきているわけですが、これから後半に一体どの程度押えていくのか。この率からいいますと、いま園芸局長が言っている三千ヘクタール程度に押えるということになる、これはたいへんな押え方になるわけですが、その点については、このペー

スをどういうように変えていかれるわけですか。

○小暮政府委員 冒頭申し上げましたように、これは県ごとに割り当てたりしておる計画ではございませんから、果振法に基づいて国が現状並びに見通しについて公表する、これに即してまた関係県がそれぞれの県としての見通しをつくるということになっておりまして、関係県もそれぞれ四十二年の三月の基本方針を受けて、県ごとの見通しを現に立てておるわけでありまして、そういうものを見て、また各市町村あるいは生産者の団体が仕事を考える、こういうたてまえになっております。

私どもといたしまして、先般の果樹農業振興審議会にも、この問題の実情を十分御説明いたしました。また近く六月ごろを内心予定いたしておりますが、再び審議会を開いて、四十三年のミカンの生産、出荷の実態等をもとにして十分の討議をし、また、その討議の経過と結論を、十分各組織に流したいと考えておりますが、養蚕園芸局のほうから県とあるいは産地ごとに数字を示し、あるいはそれを削減するとかワクをつけるとか、そういうような仕事の運びには実はなっております。

せん。

○工藤委員 農林省の仕事としては、もちろん計画生産ではありませんから、そういう答弁でいいと思えます。しかし、現実には農家にしてみれば、つくれつくれというから実際はつくったわけでありまして、ところが、それが野放しで、いわゆる無政府状態ですね、正直にいますけれども、ある県は五〇%程度で、大体農林省のいう指導に基づいてやっているところもありまして、すで

に二年間で九〇%をこえているところもあるわけでありまして、それは全体的に五十年という見通しに立てば、まだ目標達成には至っていないか。これは全体的に五十年という見通しに立てば、まだ目標達成には至っていないか。これは全体的に五十年という見通しに立てば、まだ目標達成には至っていないか。

で、その調整を積極的に行うことによって、いま言う価格の下落の防止なり、これからの長期的な見通しが順調に進んでいくのではないかと思いますが、その点について、もう一べんひとつ御答弁願いたいと思えます。

○小暮政府委員 先ほども申し上げましたけれども、四十三年の三月の基本方針につけました非常に長文の次官通達には、今日読み返してみても、実に懇切丁寧な、樹種ごとの実態と問題点が指摘してございます。しかしながら、その当時に、おいて東京市場等にミカンを出荷しますと、実は

かなり高い値段で売れたのが現実でございます。先ほど来いろいろ末端指導のむずかしさについて御指摘がございましたが、私も全く同感でございます。しかし、これはやはり国、県並びに団体、生産者全部が一緒になってやってまいるべき問題でございます。だからがつくれといたったからつくったという単純な話ではないと思えます。

そこで、そういった角度から考えますと、ミカンの場合には、実はこれが永年性の作物であるという点で、一年性の、たとえば野菜の問題等々と問題の所在がかなり違いまして、これまでミカンが、相対的にかなり有利な値段で何年も売れてまいりましたために、通常の考え方からすれば当然淘汰されてしまふべき、たとえば七十年木あるいは六十五年といったようなものも、みなほとんど温存されておるといふような実態も片方にございます。全体として最盛期が、反収の面で見ますと、樹令三十年から四十年くらいまで続くと思

います。それから先は、どちらかというと反収もだんだん下がるわけですが、しかし、そのときの需給状況によって、なお十分採算にたえられるという場合と、比較的早く見切りをつけるべきであるという段階が、経済でございますから当然あると思

います。全体としての植栽面積の中で、樹齢別の構成というふうなものも十分に念頭に置きまして、これから各地域ごとに、今後のミカンの新植のあり方について、十分討議を尽くすべきだといふふうに私は考えます。

○工藤委員 その問題については、特にミカン栽培が非常に広域化して、しかも、生産量も面積も相当大きくなってきたという状況の中から、私は、農林省の役割がこれからますます比重が大きくなるだらう、こういうふうな理解をしているわけでございます。いま局長がおっしゃるやうに、確かに五十年、六十年あるいは七十年という成園については、効率の問題からいいますと、新植のミカン園に比較をいたしますと、将来にわたって考えた場合には、コストの問題等に

おいても大きな問題があるだらうと私は思います。したがって、これらは逐次淘汰されていかなければならぬと思えます。

それから、いまの御指摘で思い出したのですが、先ほどの御指摘に対してお答え漏れがござい

ますけれども、植栽資金というものは、まだかなり予算上も織り込んでおります。ただ、四十四年からは前年よりも少し減らしたことは御記憶だと思

見ましても、実はすでに植えたものについての育成資金という形で資金を活用しておりますものが、率としては非常に多くなっております。新植の資金の相対的ウェイトが低まっております。

それから、これは行政の結果でございませぬから、私、決していばって申し上げるわけではございませぬが、全くの事実を申し上げますと、昨年来の相場の変動というものは、やはり的確に苗の需給等にも反映しておるようでございます。やや性急な新植に対しては、抑制しようという気分が各地に起こっておりますことは明らかに看取されます。今後園芸局といたしましては、この問題を機会あることに十分の議論をし、問題の所在を指摘し、そのことが末端まで浸透するように、努力を積み重ねたいというふうに考えております。

○工藤委員 私、この点非常に心配しますのは、すでに果樹園等にございまして、四十三年度末現在の成園、未成園の植栽状況というものをみてみますと、大体四十三年度末における面積で、農林省がいう五十一年度の生産量というものを確保できるのではないかと、いま言われた淘汰していく面積というのは少ないわけでありまして、新植の面積は非常に大きい。こういうことからその生産量というものを推計してみるときに、大体四十三年度末の面積で、五十一年の見込みの生産量というものを確保できるのではないだろうかというところが、大体の見通しとして出ているようでありまして、これは、農林省はどのように踏まえているかわかりませんが、実際に果樹園でミカンの状態というものを分析してみると、そういう計算も出るようであります。

そういうことになりましたと、私は需要と供給の全体的なバランスが、一体どうなるのかということを実は心配するわけです。もちろん、国内における需要というものをみてみますと、外国に比較するとまだ相当低いわけでありまして、伸びることは当然だろうと思えますけれども、急激にそれが伸びるかどうかということになると、なかなか

かそうはいかないということがありますので、ぜひその点については、指導方針で、より積極的な農林省の指導というものを私は期待いたします。こういうふうに思っておりますわけでありまして、ところで、当面ミカン農家の間で非常に問題になっております点について、私は二、三農林省のほうから御回答をいただきたいと思うのですが、ミカンの生産過程におきまして、いろいろな資金対策というものが講じられておるわけでありまして、この中で、特に新植に要した資金、それから、それが具体的にこれから生産が軌道に乗るといふ段階になってまいりますと、さらに設備資金を必要とするというふうなことになる。一方新植に使用した資金の償還期限が来る、一方において設備資金を必要とする状況になってくるわけでありまして、おまけに価格は下落をした、こういうようなことから、償還期限の問題あるいはは据え置き期間の問題等が実は提起をされておるわけでありまして、これらについて、特に近代化資金等の資金の運用については、できるだけ据え置き期間を長くするような運用が当面必要ではないだろうか、こういうふうに思っているわけでありまして、その点についての御回答をいただきたいと思っております。

○亀長政府委員 お答え申し上げます。現在、ミカンの資金といたしましては、公庫資金及び近代化資金を相当量貸し付けております。實際上経営が困難であるというふうな事態が起きた場合には、償還能力というものを十分判断いたしまして、その上で適切な措置をとりたいと考えております。具体的には、据え置き期間間償還期限を原則的に変更するという考えは、いま持つておりませんが、具体的な個々の人に応じましては、償還を延期するという形で実際上据え置き期間が伸びるというふうな結果になるように配慮をいたしたい、かように考えております。

具体的個々の実情に応じましては、それぞれ公庫あるいは系統において措置をとるようには、私も従来とも指導をいたしておりました。御指摘の点についても、十分個別に対応し得るようには指導いたしてまいりたいと思っております。

○工藤委員 特に資金的な面につきましては、生産農民の要求に、従来十分にこたえてきたかどうかという点については、資金のワケ等がありまして、相当な制限があるのではないだろうかと思っております。したがって、農協のプロパー資金等を利用いたしましてやらざるを得ないという結果に、おそらくなっているだろうと私は思うわけでありまして、この統計協会から出ている資料を見ましても、その集中している資金という部分については、ほぼ各年次とも一致しているようでございまして、したがって、本年度予算では、特に近代化資金等のごときは三倍、一千億が三千億に拡大されるというところで、たいへん伸びているわけでありまして、けれども、従来そういった意味で、農協資金の非常に高い金利を利用してミカン栽培につきまざるを得なかったという実態もいふぶんあるようでありまして、こういう点について、次の設備資金等については、これは万全の対策を講じてやらなと、負担が相当大きくなりまして、あるいは生産費の問題等につきましても、たいへんな問題になるわけでありまして、この設備資金を中心としたしまして、今後の対策について、ひとつ局長のほうから御意見をいただきたいと思っております。

○亀長政府委員 資金量の点につきましては、あるいは昨年までは十分でないという面があったかと思っております。公庫資金につきましては、果樹園経営改善資金はかなり余裕があったように思われますけれども、近代化資金等については、必ずしも昨年、県の御希望にも応じきれなかったという実情でございまして、今年度は、御承知のように、農林公庫の総ワケも非常にふえてきてまして、二十億というところで、その中で果樹園経営改善資金も、昨年度に引き続き貸し付けることといたしております。さらに関連の総合施設資金であるとか、あるいは未墾地取得資金、そういうようなものも増ワケをいたしております。さらに近代化資金につきましては、御承知のように、昨年の三倍

の資金量を用意いたしておりますので、量的な面で希望にに応じられないというところは、今年度に関しましてはあり得ない、かように考えております。金利の点あるいは償還期限の点につきましては、いろいろな御希望がございまして、本年度におきましては、とりあえず昨年度の金利を踏襲いたしたいと考えております。しかし、御承知のように近代化資金につきましては、農協が営農団地というのを計画いたしておりますので、その中には、当然これは米作を能率的にやるといふ団地もあれば、あるいは畜産を能率的にやるといふ団地もありまして、また、果樹園を能率的に経営するといふ団地もございまして、こういうものにつきましては、今年度から一般の近代化資金の場合よりも、さらに一分下げて貸すという新しい制度を設けるということと、目下具体案を進めておるわけでございます。

私もとしましては、農林公庫その他系統でも、金利水準あるいは公庫の中でも他の各種資金との関連というところもございまして、農林公庫につきましても、当面現在までの金利を踏襲いたしたいと思っておりますが、近代化資金につきましては、本年度からさような積極的な利率を取り入れる、かようなことで対処してまいりたいと思っております。

○工藤委員 過去の実績というものをみてみましても、特にミカン産業の関係につきましては、非常に小さい、ある程度狭められた地域においてやられていた。しかも、相当自己資金等もあったわけでありまして、こういうふうな非常に広域性を帯びてまいりますと、全体的に資金をたいへん必要とする、こういうふうな状態でありまして、今後さらにいろいろな設備資金等についても、あるいは運営資金等につきましても、相当な措置ということをやつていかなければならぬのじゃないだろうか、このように思っています。特に、価格の面等につきましてもあとでお聞きをしたいと思います。輸出、輸入の関係等からして、やはり生産費を下げていく、こういうことからいた

しますと、できるだけ安い金利で資金調達をしてやるということが必要だろう、こういうふうな思ひますので、この点については、今後一段の対策を講じていただきたい、こういうふうに思ひます。

そこで、これはあまり時間がありませんので、簡単に問題だけを提起をして、一応考え方をだけ伺って、また後日ゆつくり時間をかけて質問をしたいと思ひますが、特に価格対策として、さつきちょっとお話が出ましたが、市場、特に流通の問題について、今後相当改善をしていかなければならぬのじゃないだろうか、こういうふうに考えます。これは昨年ですか、市場に対する融資制度というものができましたけれども、実際問題として卸と小売りの間の価格というものが、統計を見ても、大体二倍程度になっているわけでありまして、この問題について、農林省として一体どう考えるかということが一つ。

それから、特に生産者の価格対策について、広域性、生産の拡大というものが行なわれてまいりましたので、この問題について、特に果樹の中における主要なリンゴあるいはミカン、こういったものに対する将来にわたっての価格対策というものを、たとえば畜産とかあるいは蔬菜の場合にはすでにできているわけでありまして、そういうことが考えられてしかるべきではないだろうか、こういうふうに思ひます。基本的な考え方だけでもけっこうですが、お伺いしておきたいと思ひます。

○農長政府委員 初めのほうだけ私からお答え申し上げますが、卸、小売りの段階、非常に複雑な、あるいは非常に経費がかかるという批判がございます。果樹につきましては、私も中央市場の整備あるいは公設小売り市場等を奨励するとか、いろいろな施策を講じておりますが、これは自由営業と申しますか、そういう分野でございますので、なかなかわれわれ直接的に手を触れにくいという問題が非常に多いございまして、われわれも対策に非常に苦慮をいたしております。中央市場

その他地方市場等の整備をはかつて、間接的に集中的な取引が行なわれるようにするという促進策が一つございまして、私どもとしては、やはり産地からの出荷の大型化、あるいは小売り店につきましてもできるだけ小売り店を大型化していくという方向、さらに品物の規格化ということを大いに奨励してまいりたいと思ひます。御承知のように、青果の部分では品物の均一化、規格化ということが非常に進んでおりまして、生産者のほうから、あまり進み過ぎるという批判もあるくらいでありまして、中央市場をさらに均一化、機械化ということでも中間のロスというものをなるべく省いていく、かような政策を進めていきたいと思ひます。

○小暮政府委員 畜産物あるいは野菜等との関連で、ミカンに価格対策がないじゃないかという御指摘と思ひます。なまものにつきましても、端的に申し上げて、なまもの価格を直接何か政策的に、下さえたりあるいは上を押えたりということは、議論としてははいふん私どもいたしたくありません。また外国の例でも一、二、たとえば生産のある状況のもとで破壊するという状況もオランダであるということも調べておりますけれども、率直に申し上げて、なまものそのものの値段を政策的にやるといふことは無理である。もう一つは野菜と違つて――野菜の場合、かなり無理して交付金制度というのをやっております。これは、暴落の次の年には作付をやめて放棄する、また暴騰すると翌年は少しむちゃに作付をふやす、あの野菜特有の問題を何とか避けたい、そのために、生産団地での生産者の皆さんの共同行為と申しますか、そういうものを育てていきたい、そのためには、暴落の年にあつた基金から見舞い金を出すという仕組みが最も適切ではないかということで実はふうしたものであつて、御承知のように、あれ自身は市場の暴落を特に阻止する力を持っていない。また、ミカンなんかの場合は植えてしまつておるものだから、植えてしまつたもの

のが暴落したから、翌年切つてしまふというようなものではございませんので、くどいようでありますが、価格そのものは、需給を結合させるための努力をする以外にない。

そこで、産地におけるきわめて短期の出荷調整用の貯蔵施設、それから情報伝達の近代化、あるいは国鉄等と連携しての列車の通し方のくふう、こういったようなことでもございしますが、一つ一つの意味のある仕事をできるだけ精度を高めて、やはり需給を結合させるような努力をいたしたい。その根拠に、先ほど来御議論のあつた植栽自身をある程度調整して、長期的な需給に合わせるという仕事が大前提にございします。

そのほかに、かん詰めとか果汁とか加工の面では、率直にいつて、これまでミカンはなまものでん売れておりましたから、加工面での施策が未発達でございしますが、今後力点を置くべきはその方向に一つある。

それから、幸いにして昨年から北米五州になまのミカンの輸出が認められたというようなことで、米州大陸に対する温州ミカンの輸出にも特に曙光が出てきたというようにもございします。リンゴの輸出等についても、いろいろフィリピン、台湾等とかけ合つて着々と努力しております。なま果の輸出の問題についても今後できるだけ推進したい、このように考えております。

○工藤委員 もう時間が参りましたので、最後に締めくくりたいと思ひますけれども、いまお話しのごさしましたように、ミカンそのものについて価格保証をやるといふことは、現実の問題として非常にむずかしいと私自身も考えているわけでありまして。ただ加工部門が、いま統計を見ますと、生産量の一八ないし二〇%程度のようにございまして、やはりミカンの価格下落の一つの対策として、加工というものが当然考えられてしかるべきじゃないか。そういたしますと、加工部門というものを、たとえば事業団なら事業団という、これは一つの私の考え方でしかるけれども、そういうものによって買い取るということが、現実の問題として

できないのかどうかということも、私どもとしては現時点で考える必要があるのではないだろうかというふうに思ひます。輸出の問題とかいうふうに思ひます。そこら辺ではないだろうかというふうに思ひます。輸出の問題とあわせて加工、そして価格の支持制度といひますか、そういうような問題を、やはりこの際ぜひ検討してみることがある、こういうふうに思ひます。これはまた機会をあらためてこまめに議論をしてみたいと思ひますが、ぜひそういう立場を、この際農林省としても積極的に考えていただく必要があるのではないか、こういうふうに私は思ひますので、この点は一応問題提起という形になりますけれども、後日あらためて詳細に検討してみたいと思ひます。

それから、いま輸出の問題が出ておりました。特に輸出の問題については、ミカンそのものの国際的な競争の問題もあつたけれども、くだもの輸入の状態を見ますと、特に台湾のパナナが、やはり非常に国内における市場というものを圧迫してきているような傾向がありますから、そういった意味から、特に需要の代替関係というものをやはりわれわれとしても考えてみる必要があるんじゃないだろうか、こういうふうに思ひます。特に輸出の問題についても、また後日詳細に検討していきたい。ことに北半球の状態を見ますと、非常にミカンの生産というものが少ないようでありまして、そちらのほうに大きく輸出を伸ばしていく、こういう立場というものを考えてみるは価格の問題だろう、もちろん、その際の問題になるのは、その点については、先ほどから申し上げましたように、生産段階における省力栽培をどうするか、あるいは資金需要について、できるだけ安い資金を供給してやるというふうな問題もありまして、全体的にミカン経営そのものを拡大していくという問題もありまして、それから、そういう点を総合的に考えて、これからのミカン産業というものをぜひ見直していく必要がある。そう

いうことをやることによって、私は、この総合農政に対する農民の信頼というものが出てくるだろうと思ひますけれども、やりかたがたんに価格が下がった、新植もやめなければならぬ、こういうことは農民は、さっきのたばこやありませんけれども、何をしたいかわからない、こういう形になります。

きょうは時間ありませんからこの程度にいたしまして、また日をあらためてこれらの問題については詳細に議論をしていきたい、こういうふうに思ひます。きょうはこの程度で終わりたいと思ひます。

○丹羽委員長 柴田健治君。

○柴田委員 官房長も大臣も呼んでおったのですけれども、お見えにならぬので、食糧庁長官、時間がないから簡単にお尋ね申し上げて、ひとつ簡単に答えを願ひたいと思ひます。

前回お尋ねを申し上げた途中で切り切れトンプになりました、次回に繰り越してきょうまで参りましたが、自主流通の問題で、長官は、自主流通米は政府の管理米だという発言もございまして、また反面では管理米ではない、こういう発言をせられたときもあるわけですが、実際どちらが正しいのか、確認する意味で簡単に答えを願ひたいと思ひます。

○榎垣政府委員 先日もお答え申し上げましたが、政府管理米という一般的な通念は、政府が米を物理的に管理する場合を含めておるのだと思ひます。そういう意味で、自主流通米は政府が所有権を取得しない、食糧特別会計で管理しないということでございますから、そういう意味での政府管理米ではない。

しかし、自主流通米といえども、だれがどこへ売ってもよろしいというようなことではなくて、食糧管理法に基づく行政上の規制をいたします。したがって、法的な管理あるいは行政的な管理の対象にはなるものでございます。したがって、食糧管理の対象の米でありますということを申し上げたわけでございます。

○柴田委員 言い回しをしようずに言われたわけですが、実際は行政上の管理だ、要するに所有権のない管理だ、こういうことですね。

それで問題は、われわれが一番心配しているのは事故が起きたときです。この間も申し上げたように、盗難、水害、火災というような事故が起きた場合に、たとえば、市町村長が特定の業者に自主流通米の購入伝票を自分で切る。伝票を切る制度になるかどうかかわかりませんが、たとえばそういうことで、途中において、輸送中であるとか、伝票を切つてもう自動的にある業者に渡したとか、現物はまだ倉庫の中にある。ところが、たまたま水害があつて被害をこうむる、火災にあつて、そういう事故が起きた場合には、政府の行政的な管理米として、その事故米は責任を負われるのですか、この点をはつきりしてください。

○榎垣政府委員 食糧庁が所有権を持って管理しておるものではございませんから、流通過程における事故については、政府が責任を負うというわけには私はいらないと思ひます。

ただ現在でも、農協は政府からの預託米については、これは寄託を受けたものについて保管責任を負つておるわけでございますから、災害その他は、これは組合の一種の共済、全国ブルーの一種の事故保険制度をとつて、その点の危険分散をいたしておるのでございます。また、流通段階のいわゆる米屋さんの団体も保険に付し、あるいは経済的な救済措置を講じて危険分散しておるということもございまして、これは、現在の各種の制度のもとで危険の分散ということを行なわれま

すが、政府がそういう事故に対して責任をとるといふことは、私ではできないと思ひます。

○柴田委員 中間の流通過程で集荷業者として、たとえば農協なら農協が集荷して倉庫に入つていゝる。それが、それはいろいろな自主的な共済制度、災害の補償制度、そういうことでやつたらいいのだ、政府はあくまでも責任がないのだ、こういうことは、農業団体に、今度の自主流通米につ

いては十分理解させているのですか。

○榎垣政府委員 まだ、自主流通米の細部にわたつての団体との折衝が終わつておるわけではございませんが、農業団体はかねてから米の扱いをいたしておりますから、したがって、災害等の危険分散のことは当然私は念頭にありと思ひます。その点については、政府に責任を負つてもらいたいといふことは、これは私は、ちよつと言ひ過ぎかもしれませんが、筋に乗らない話でございまして、農協等の団体からも、何らそういう点についての要請は受けておりません。

○柴田委員 この問題は、いづれ実施の過程で具体的にたつてくると思ふので、私たちは非常に心配してお尋ね申し上げておるわけです。そういう点は、今後尾を引くと思ふのです。

先般、任期が終わつて登録がえを行なわれたと思ふのですが、新しくどういふものが集荷業者という登録をしてきたのか。従前どおりか、それとも新しい業者が、たとえば二十とか三十とか、新聞報道によれば三十ぐらいの新しいものが集荷業者として、たとえば飼料商人であるとか大手業者とか、こういうものが集荷業者として登録申請をした、こういうような報道をされておるのですか、その具体的な事実をひとつお答え願ひたいと思ひます。

○榎垣政府委員 三月末に集荷業者の登録がえが行なわれたわけでございますが、まだ全国の集計を私のほうで終わっておりませんので、具体的に申し上げることができないのですが、いづれあらためまして、集計ができましたら御報告をいたしたいと思ひます。

中間の連絡といひますか、情報的な連絡を総合いたしますと、集荷業者については、ほぼ従前どおりの形でおさまつた。ただ、ある特定の県につきましては、御指摘のように、地元の飼料の販売業者等が、地元の商業者が、若干集荷業者としての条件を整えて申し出てきた、登録をしてきたというふうな事情がございまして、おそらく集荷業者総体としてのバランス等は全国的には、私はは

とんど変動はなかつたというふうな結果になるだろうと思つております。

○柴田委員 問題は、自主流通のいまの食糧庁が考へておる百七十万トンの数字の中で、百万トン、五十万トン、二十万トンと分類をされていゝるうち、二十万トンのモチ米なんです、このモチ米は日本の場合には足らない、こういうことをいわれておる。足らないものを自由米として販売をするというその根拠というか、そういうものがわれわれはふしぎに思ふ点です。この点について、あくまでもモチ米が足りない、足らないけれども、食糧会計の赤字を解消するためには万やむを得ない、こういうことで自由販売にするのか。単純にすなおにお答え願ひたいのです。

それからもう一つは、酒米の問題。実際、日本の業務用米のこの五十万トンのほとんどを酒米に回す考へだろつと私は思ふのですが、この酒米は、実際問題として値よく売れるのかどうか。いま交通事故対策からいって、飲酒運転等は非常にきびしく規制されてまいりましたし、病気の関係等、酒を飲まないで洋酒を飲む、こういう傾向が強くあつて、外国からどんどん洋酒が入つてきておるようでありまして、そういうことからいって、いま日本の約三千八百軒の酒屋さんがつくつておる生産能力からいって、年々酒が売れなくなるんではないかという非常な心配があるようでありま

す。事実かどうかかわかりませんが、今年度、四十四年度では約百万石の酒が余るんではないか、売れないんではないか、こういう一つの不安があるようであります。これは、数字的に酒屋さんの業者が言うておる。そういう場合に、業務用米として酒米が、いままでの価格より一そう相場がよくて高く売れるのかどうか、そういう見通し、それからまたそういう点についての自信があるのかどうか、この二つの点、簡単に答え願ひたい。

○榎垣政府委員 モチ米の需給は、御指摘のように最近窮屈でございます。かつては過剰で困つたときもあるでございます。モチ米の需給という

ものは非常に微妙でございまして、総生産量が八
十万トンないし八十五万トン程度の数量があるわ
けですが、そのうち二十万トンないし二十三万
トン程度が政府買い入れになっているのでござい
ます。窮屈ではございますが、これは酒米も同様
でございますけれども、モチ米については、政府
の売り渡し価格は、政府のコスト価格で売って
おったものでございますから、自主流通米の本質
からいえば、最もなじみやすい性質のものでござ
います。

ただ、需給が窮屈なときに、政府が直接管理を
する場合よりも需給の調整がむずかしいというこ
とがあり得ます。それから、私どもとしては、すそ
ものといえますか、最も下等な需要に対応するた
めの外国からのモチ米の輸入の手当てをいたして
おるわけでございますが、需給に見合うような価
格の形成を、モチ米について行政的に定めること
はなかなかむずかしいと思います。従来、モチ米
加算もしておったのですが、そういう手当てでは
なかなか需給調整はむずかしいので、実需者と生
産者の間で需要量をつき合わせ、その生産を確保
するような価格の形成をさせるということのほう
が、はるかに需給を調和させることが容易であ
る、そのことが米全体の生産のためによいことと
あるというふうなことで、モチ米についても自主
流通の対象としたのでございます。

それから酒米につきまして、酒の需要量は最近
は年々四、五%の伸びを示したのでございますけ
れども、確かに四十三年は、消費の伸びが鈍化を
いたしておるようでございます。私もそのほうは
専門でございせんが、国税庁の説明では消費の
伸びが鈍化している。しかし、昨年の政府の酒
米の売り渡し量は約五十三万トンでございま
すが、本年、四十四年度年度の酒米の需要量は、
大体、五十六万トン程度になるであろうというの
が国税庁の見方でございます。でございますので、
これも政府はコスト価格で従来売ってまい
り、また酒造好適米については酒米の加算をして
おるのでございます。でございますので、そうい

う条件は自主流通には非常に移りやすい。
酒造量の調整の問題は国税庁の問題でございま
して、研究をしておるようでございますが、私ど
もの見るところでは、各県の酒造関係の組合とそ
れから集荷団体との調整を終えたものを、中央に
持ち上げて最終調整をするという形で、五十万ト
ンの酒米の処理については、私どもは十分実行で
きるという考え方を持っております。

それから、価格の面でございしますが、先ほども
申し上げましたように、モチ米、酒米ともにコス
ト価格で売っておりますから、政府は生産者米価
のほかに、政府経費を加えて売り渡ししておるの
でございます。でございますので、自主流通米の場
合の経費がどの程度になるかというふうないろい
ろな問題が、これは地域的にも問題がありますけ
れども、その観点からいいますれば、私は、酒造
業者に新しい大きな負担を加えることなく、また、
農協としても政府への売り渡しよりはより有利に
売れるという関係は、十分成り立ち得るというふ
うに思っておりますのでございます。

なお、ついででございしますが、酒米、モチ米に
つきましては、自主流通米に回しましてしようとも、
あるいは政府買い入れをいたしましてしようとも、財
政的には負担の変動はほとんどないということと
ございまして、したがって、財政負担を免れるた
めに無理やり七十万トンを自主流通米に回したと
いうことはございません。

○柴田委員 私たちは食糧庁が考えているよう
な、そういう足して二で割るようになかなか簡単
にいかないと理解しておるのです。たとえば、酒
屋さんは自主的に五十四万トンの酒米を使う大
体の実績があるが、何%プラスアルファをして考
えておるか。けれども、酒屋さんが売れないと見
て自主規制をして生産調整をやった場合、酒米が
よく売れるからということで、酒米のほうへ重点
を置いて作付転換をした。結局売れない、もう買
わないということになったら、結局、生産農民は
酒米をつくったその生産目標というものが——こ
れは手放しで置いておくとたいへんなことになっ

てくる。やはりこれは国のほうがある程度調整し
ていかないと、酒米をうんとつくった、値よく売
れるのだという一方宣伝があつてつくった、収穫
が終わってから売れない、こういうことは、他の
農産物についても今日までいろいろ出てきておる
わけです。そういう過去の事実がある。そういう
面から見ても、値よく売れると思つて酒米重点につ
くったところが、収穫が終わってから、もう値よ
く売れないのだ、酒屋さんもごめん、これ以上
酒米を買うことは困る、こういうことになった場
合に、だれがほんとうに責任を持つてくれるの
か。また農民から非常な不評を買うという心配も
出てくるわけです。だから、やる限りはよほど自
信とその見通しをはっきりしてもらわないと、わ
れわれ農民に対して弁明ができない、こう思うわ
けです。

モチ米でもそうです。足らないものを自由販
売にする。結局、生産農民の価格というものはあ
る程度調整される。販売業者の胸三寸で価格が変
動される。消費者は案外高く買わされ、生産者は
ある程度の価格で押えられる、こういうことにな
る可能性がある。私は思ふのです。こういう点に
ついてのもっと検討を加える必要がある、こう私
は思ふわけです。この点について、食糧庁長官が
ただ安易な、数字的にそろばんをはじいて言うよ
うなことには、現地ではそう簡単にいかないです
よ。

それから、容器の問題はどうですか。もうき
まったのでしょう。どういう容器で自主流通米と
管理米の区別をつけるのですか。容器を何にもき
めずにバラでやったら、これが管理米でござい
ます、これが自主流通米でございまして、いつ
も区別がつかない。これは、この前も論議がだい
ぶなされたのですけれども、もう容器の問題はあ
る程度具体的になっておる、こう思つておるの
ですが、この自主流通米に対する容器の問題等は、
どういう構想を持っておられるのか、ひとつ御答
弁願いたいと思ひます。

○樫垣政府委員 酒米について、御指摘になる問

題の最も中心点は、いわゆる酒造好適米だと思
います。これは全量が大体十二、三万トンのもの
でございます。これを一種の契約栽培的な形で生産
されたものが、酒屋で引き取らないといふことが
ないよう、私ども十分気をつけなければいけない
と思つております。また、酒屋が引き取らない場
合に、政府がきめました価格で無制限に買い入
れることは、他の米と同様でございまして。モチ米に
ついては同様と考えております。

酒造好適米なりあるいはモチ米について、おそ
らく四十四年度に直ちに過剩状態になるといふよ
うなことはなからうと思つておりますが、御指摘
の点は、十分心していきたいと思つております。

容器の点でございしますが、農林大臣も答弁しま
したように、私どもとしては自主流通米について
は、自主流通米である旨を明示し、また年産、産
地、銘柄等を表示した小袋で配給するという方向
で指導をしていきたい。また、そのための集中精
米所の設置等についての助成も考えてまいりたい
というふうに思つておるのでございしますが、な
お、この問題は業界等との意見調整を十分にす
る必要がございますので、私どもの方針としては、
ただいま申し上げたとおりだというふうに御理解
いただきたいと思います。

○柴田委員 そういふ点については、もっと具体
的になったら明らかにしてもらいたい、こう思う
のです。

それから、次に米価の問題なんです。四十四
年の生産者米価の問題で、もうこの月末に米価審
議会の委員を任命するといふ構想であるし、五
月中旬には米価審議会の新しい委員会に諮問をし
て答申を受ける、大体こういうスケジュールがき
まつておるようであります。

この四十四年の生産者米価の算定方法なんです
が、聞くところによるといろいろ意見が出てお
る。ことしは生産者米価も上げない、消費者米価
も上げない、こういう言い方もあるし、ややニュ
アンスが違つて、生産者米価は多少上げなければ
ならぬだろう、こういう言い方もある。けれど

も、食糧管理法の根幹を守るといふ立場から判断して、食糧法第三條の規定するよう、生産者米価を上げるのが当然だ、われわれはそういう解釈を持っておるわけですが、そういう考えから申し上げると、生産者米価の算定の方法は昨年同様の方法でいくのか。一方で平均反収、また限界反収という二つのことばも出ておるわけですが、もうどちら米価審議会の委員に諮問をする時期が来ているのですから、諮問の内容、積算の方法というものは、具体的にどうきまつておると私は思ふ。前年どおりの方法でやつていくのか、その点をひとつお考えを聞いておきたいと思ふ。

○榎垣政府委員 現段階は、米価審議会の委員もまだ任命をされておらないという段階でございます。また、四十三年産米の生産費の統計資料もまだ食糧庁は受け取っておらないという段階でございます。根本的には、米価の決定あるいは米価の決定の方法は、きつめて高度な政治配慮の上に立つて判断すべき行政上の問題でございますので、私どもがここでどうするんだというふうなことを、事務当局として申し上げることは、私はできないと思ふのでございます。

いすれにいたしまして、農林大臣がお答え申し上げましたように、生産費・所得補償方式によつて算定をするという基本方針は、変わらないものと私は理解をいたします。

○柴田委員 生産費・所得補償方式ということ、この前大臣も言われておつたのですけれども、今度は境界と平均というところが大きな問題なんです。事務当局とか、高度の政治性だなどと言つてあなた逃げられるけれども、実際は事務当局がみなやつちやうのですよ。構想ぐらゐはもう案ができておるのだと私は思ふのですよ。この場で言えないというならしかたがないのですけれども、来週早々、連休明けにまた時間があればお尋ねしたいと思ふますから、もっと誠意のある答弁を願ひたいと思ふのです。

そういう点について、私たちが地方に出ていろいろ意見を聞くと、うまくいけば、自民党の政権

下ですから、自民党の先生各位は、わが党がやつたのだという自慢をせられます。ところが、農政がへまになつてきて農民から批判を受ける、これは農林省の役人がやつたのだ、こういうことでありあけ言ひのされをする面があるわけなんです。結局、あなたたちは公正にやらなければならぬ一つの立場である、米価についてはわれわれは重大な関心を持っておる。四十三年の生産者米価の決定については、私どもも今度は腹をくくつてひとつ強く要求してまいりたい、こう思つております。きょうは時間がいよいよありませんので、この程度で質問を終わつておきます。

○丹羽委員長 神田大作君。
○神田(大)委員 時間がなから、私はあとの時間で適當なときにやらせていただくことにしまして、簡単に御質問申し上げます。

まず第一に、先ほども質問がありました、たばこの減反につきまして、専売公社はいろいろと言ひわけをしておるようでありまして、根本的には、内地の葉たばこを押えて外国から輸入をするというふうな基本方針をきめておるようでありまして、このことは、政務次官もおるから申ししますが、総合農政を推進する上において言うこととなすことが反対である。日本の農業を振興するといふながら、片方においては、たばこにいたしまして、あるいはビール麦にいたしまして、一般麦にいたしましては減反をさせている。そういうことでは、まことにどうも政府の施策をもう信用できないというところであります。われわれはそう考へるのであります、特に葉たばこの場合の減反についての基本的な考へ方を、明確に御答弁願ひます。

○佐々木説明員 四十三年度におきましては、公示面積比較で四十三年度と比較いたしました、一〇・九%の減反ということにきめられておる次第でございますけれども、これは、現在の時点にかんがみまして、値上げ後のたばこの消費動向を見ますと、値上げの影響を受けまして、いままでの伸び率とかなり変わった情勢をあらわしてまい

りますことが予想されましたので、出てまいります過剰在庫を調整いたしますためにとつた措置でございます。

私ども、長期的に見ました場合に、減反というふうな措置を続けていくという考へを持っておるわけではございませんが、一般の農業者人口の動向等の推測を、いろいろ立てられておりますものを拝見いたしますと、総体として農業者人口は減るであらうという考へが多いように見受けられますけれども、その間におきましても、なるべく国産葉たばこの耕作を維持しつつ、たばこの政策をとつてまいりたいと思へておる次第でございます。

○神田(大)委員 しかば、ここ五年間にわたりまして、金額にいたしまして約三倍近くたばこの輸入計画を立てられておるようでありまして、これは輸入量をふやすということでしょう。

片方においては国産たばこを減らして、片方においては輸入を増大するということは、先ほども言われましたが、長期経営計画会議の資料とかいふようなことも出して、これはあなた、こんなことはいま採用しておらないと言ひが、基本的には、日本のたばこよりも外国のたばこに依存するといふそういう考へ方を持っておるから、そういう輸入計画といふものを立てておるのじやないか。その輸入五カ年計画といふものは、一体どういふことであるか、お示しを願ひます。

○佐々木説明員 先の計画といふものを、さしあたりは立てておるわけではございません。しかし、過去の推移をたどつてまいりますと、先生の御指摘のとおり、輸入が漸次ふえてまいつておるような次第でございます。これは、私も積極的に関内、国内の生産を押えるといふよりも、消費の動向が、外国葉を混入しましたものがだんだんふえてまいつておりますものから、消費の動向に合せてたばこの製造をやるといふことになると、輸入をふやさざるを得ないということになるわけでございます。

ために、産地別にこまかく分類をいたしまして、輸入外葉とはば匹敵するような品質のものにつきましては、輸入外葉と同じような用途に充てる等の考へをいたしまして措置をいたしておりますけれども、先生御存じの、ハイライトが四七%を占めるといふふうな非常に大きな銘柄になつてきますような状況の中におきましては、外国葉を混入したたばこに対する需要がふえてまいりますので、嗜好にそつと抵抗した製品を売るといふこともうまうまいりませんので、いままで申し上げましたような措置をとりながら対応してきておる次第でございます。

○神田(大)委員 しかし、一割増になるとか二割増になるとかいうことならわかりますが、倍にも三倍にも輸入量がふえるということは、これはそういう副總裁の弁明では納得できません。しかも、これはたばこ耕作審議会に公表した資料ですね。いまから三年後、五年後には五百億近く外国から輸入するといふような計画を立てておるでしょう。一割、二割ふえるといふことなら、嗜好とかいろいろの香味の關係とかいふようなことはいえますが、私は、そういうような大量の輸入増加といふものは、国内の生産を圧迫するものである、これは納得できません。

それから、葉たばこの価格等につきましても、四・六%値上げをしたと言ひますが、これは上級葉を値上げしても下級葉は値上げしてない。それから、先ほど言つた等級間の格差が非常に大きい。こういう問題は、今後われわれは審議会の前に公社の皆さんにおいでを願つてよく検討したいと思ひますが、きょうは時間がありませんから、このことも申し上げませんけれども、そういうふうに、専売利潤をあげるために農民を不利に迫り込むようなこういうやり方は、これは重大なことでありまして、この点について、われわれは、たししては、後の機会に質疑をしたいと思ひます。

次に、専売公社の工場を整理統合するというような案があるようですが、これについての

省しておる次第でございます。今後も、十分な現場への浸透が行なわれていないことを反省いたしまして、小売り店の指定につきましてはあまり制限的でないように、いまの運用を改めることに努力したいと思う次第でございます。

○神田(大)委員　あとたばこの減反の問題、価格の問題、その他の問題等につきましては、時間がありますから次の機会に質問することにいたします。私の質問を終わります。

○丹羽委員長　次回は来たる五月六日開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時二十八分散会

昭和四十四年五月八日印刷

昭和四十四年五月九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局